

社団法人 埼玉県経営者協会会報



4・5  
'12 月号

# 新会長に西村和義氏（日本信号株） 代表取締役会長）並びに十五名の 新任副会長の就任が内定、一般社 団法人移行議案も承認

## 平成二四年度第一回理事会



新会長に内定した西村和義氏

四月十九日(木)十三時三〇分から正副会長会議が、そして理事会が十四時一〇分からパレスホテル大宮で開催された。

まず、正副会長会議では理事会に諮る議事案件をご協議いただいた。定時総会を五月十日(木)パレスホテル大宮で開催を予定していることから、二三年度事業報告・決算報告、定款変更、役員を選任、一般社団法人への移行に関する件などについて説明し、貴重なご提案ご意見を頂戴した。  
続いて開催された理事会では、

まず、森谷会長代行の開会の挨拶の後、議案の審議に入り、以下の議案について事務局より説明が行われた。その後の審議の結果、新会長に西村和義氏並びに十五名の新任副会長の就任が内定するとともに一般社団法人移行議案等全ての議案が満場一致で承認・可決され、これらの議案は五月十日(木)の定時総会に付議することとなった。

（議案の概要については次頁の主要議案概要をご参照）

- 一、平成二三年度事業報告
- 二、平成二三年度決算報告
- 三、理事の辞任・選任
- 四、新会員の承認
- 五、定款の一部変更
- 六、理事・監事の選任
- 七、役員を選任
- 八、申し合わせ事項に関する件

- 九、会費規定の一部変更
- 十、一般社団法人への移行に関する件
- (一) 一般社団法人埼玉県経営者協会定款(案)
- (二) 理事・監事候補者名簿
- (三) 公益目的支出計画(案)の概要
- (四) 会費規定の一部変更
- (五) 常勤理事役員報酬総額の決定

他に報告事項として事務局報告、組織拡大協力会員への感謝状贈呈の件などがあつた。

なお、出席者は、正副会長会議が十五名、理事会が三十九名(委任状出席五七名)であつた。理事会の議事録署名人は、常任理事の小原歯車工業(株)代表取締役小原利敏氏、理事の望月印刷(株)代表取締役社長望月諭氏の両氏、監査報告は中込秀明氏に務めていただいた。  
また、理事会終了後、学習院大学副学長・宮川 努氏より「震災後の日本経済を展望する」と題して講演が行われた(詳細は本会HPの会員ページに収録した講演資料をご参照ください)。



理事会



正副会長会議



講演する宮川努氏

# 主要議案の概要

## 理事の辞任・選任

### 1. 辞任（敬称略・順不同）

役員名	辞任	会社名	役職名	事由
常任理事	池田 繁	キヤノン電子(株)	専務取締役	人事異動
常任理事	沖野 達夫	サンケン電気(株)	上級執行役員管理本部副本部長	//
理事	石井 彰	富士重工業(株)産業機器カンパニー	企画管理部長	//

### 2. 選任（敬称略・順不同）

役員名	選任	会社名	役職名	事由
常任理事	橋元 健	キヤノン電子(株)	専務取締役	人事異動
常任理事	太田 明	サンケン電気(株)	取締役上級執行役員管理本部部長	//
理事	山岸 伸吾	富士重工業(株)産業機器カンパニー	企画管理部長	//

## 理事の辞任・選任（平成24年5月10日付）

### 1. 辞任（敬称略・順不同）

役員名	辞任	会社名	役職名	事由
副会長	森谷 文昭	日本ピストンリング(株)	名誉顧問	会社事由
常任理事	小嶋 隆善	(株)小島鉄工所	代表取締役社長	//

### 2. 選任（敬称略・順不同）

役員名	選任	会社名	役職名	事由
副会長	高橋 重夫	日本ピストンリング(株)	代表取締役社長	会社事由

#### ■定款の一部変更（変更日 埼玉県知事の認可日）

##### □変更内容

定款第3章（役員及び職員）第12条（役員の種別）のうち、副会長の定数を現行の「5名以上8名以内」を「14名以上21名以内」へ、埼玉県知事の認可を前提に変更する。

##### □変更理由

1. 会員数が激減するなか、副会長の大幅増員により体制面の充実・強化を図り、安定的な経営基盤を構築する。
2. 副会長の増員により、委員会、研究会等の活動を大幅に拡充し、もって産業経済および地域社会に対し更なる貢献を図る。

#### ■会費規定の一部変更（平成24年5月10日付）

##### □改定内容

役員特別負担金年額の内、会長の金額105万円を50万円へ改定する。

##### □改定理由

副会長の特別負担年額（126千円）との乖離幅を縮小するため。

#### ■理事・監事の選任（平成24年5月10日付）

##### □新任理事

- ・上條 正仁（(株)埼玉りそな銀行 代表取締役社長）
- ・牛窪 啓詞（(株)愛工舎製作所 代表取締役）
- ・横塚 正秋（アサヒロジスティクス(株) 代表取締役会長）
- ・増田 文治（(株)マスダック 代表取締役社長）

##### □新任監事

- ・松本伸一郎（(株)松本商会 代表取締役社長）

#### ■新定款のポイント（現行定款との主な変更点）

##### □名称

一般社団法人埼玉県経営者協会

##### □事業

各種セミナー、講演会、研修会等の開催を追加

##### □役員

普通会員と特別会員（本社以外の工場・支店等で入会する会員）で構成。なお、特別会員は総会での議決権を有しない。

##### □幹事会

現行の理事会を業務推進機関として位置づけ幹事会に変更する。これに伴い現行の常任理事、理事は、常任幹事、幹事に移行する。

#### ■役員を選任（※が今回の新任候補者 平成24年5月10日開催の定時総会・理事会決議を経て正式に就任予定）

##### □会長（1名）

- ※ 西村 和義（日本信号(株)代表取締役会長）

##### □副会長（21名 内新任15名）

- 加藤喜久雄（(株)武蔵野銀行 取締役頭取）
- 藤池 誠治（(株)デサン 代表取締役会長）
- 菊池 勇（ボーライト(株) 代表取締役社長）
- 吉野 寛治（吉野電化工業(株) 代表取締役社長）
- 椎名 幹芳（三國コカ・コーラボトリング(株) 代表取締役社長 CEO）
- 発田 聡（UDトラックス(株)バイスプレジデント）
- ※ 上條 正仁（(株)埼玉りそな銀行 代表取締役社長）
- ※ 高橋 重夫（日本ピストンリング(株) 代表取締役社長）
- ※ 橋元 健（キヤノン電子(株) 専務取締役）
- ※ 齊之平伸一（三州製菓(株) 代表取締役社長）
- ※ 牧 毅（東京ガス(株) 埼玉支社長）
- ※ 光山 由一（東日本電信電話(株) 埼玉支店長）
- ※ 原 敏成（武州瓦斯(株) 代表取締役社長）
- ※ 押澤 秀和（ボッシュ(株) 専務取締役）
- ※ 宮澤 政信（マルキュー(株) 代表取締役社長）
- ※ 小川 修一（AGS(株) 代表取締役社長）
- ※ 神田 正（(株)ハイデイ日高 代表取締役会長）
- ※ 田邊 昭治（(株)東日本旅客鉄道 執行役員大宮支社長）
- ※ 牛窪 啓詞（(株)愛工舎製作所 代表取締役）
- ※ 横塚 正秋（アサヒロジスティクス(株) 代表取締役会長）
- ※ 増田 文治（(株)マスダック 代表取締役社長）

##### □専務理事（1名）

- 根岸 茂文

##### □監事

- 中込 秀明（富士電子(株) 代表取締役社長）
- ※ 松本伸一郎（(株)松本商会 代表取締役社長）

(注) 以上23名の理事と2名の監事が一般社団法人移行時の理事・監事候補（代表理事 西村 和義）

##### □顧問・名誉会長

- 原 宏（武州瓦斯(株) 代表取締役会長）

##### □顧問・特別顧問

- 利根 忠博（公立大学法人 埼玉県立大学 理事長）

##### □顧問・理事

- 栗原 隆（太平洋セメント(株) 名誉顧問）

##### □顧問（※）

- 森谷 文昭（日本ピストンリング(株) 名誉顧問）

##### □顧問・名誉会長

- 原 宏（武州瓦斯(株) 代表取締役会長）

##### □顧問・特別顧問

- 利根 忠博（公立大学法人 埼玉県立大学 理事長）

##### □顧問・理事

- 栗原 隆（太平洋セメント(株) 名誉顧問）

##### □顧問（※）

- 森谷 文昭（日本ピストンリング(株) 名誉顧問）

## 目次

	頁
○平成二四年四月理事会・正副会長会議・目次	1～2
○平成二四年三月理事会・正副会長会議開催	3～6
○特別セミナー・地域社会問題委員会	7
○埼玉大学研究者との出会いの広場	8
○連載「ものづくり大学」へようこそ	9
○新入社員研修会・第三三次小笠原洋上研修参加者募集	10
○企業における教育支援活動に関する調査結果	11～13
○低成長時代の就業規則の見直し・ワンポイント労働法	14～16
○埼玉県労働委員会の審査状況	17～19
○埼玉県からのお知らせ	20
○大学生インターシップ推進事業・学生受入のお願い、こんな時にこんな事を	21
○日本経団連 提言・提案・埼玉労働局からのお知らせ	22
○事業だより、広告	23
○告知版、会員の動き、埼玉音協	24

# 副会長の大幅増員、委員会・研究会の新設等を骨子とする平成二四年度事業計画・収支予算を満場一致で可決し副会長に発田聡氏（UDトラックスバイスプレジデント）を選任し平成二三年度第四回理事会

## 一般社団法人移行時の理事候補として、会長、副会長、常勤理事を選任する方向で意見が一致し正副会長会議

三月二十六日(月)十三時三〇分から正副会長会議が、そして十四時三〇分から理事会がそれぞれソニックシティビル内会議室で開催された。

まず、正副会長会議では、会長代行、五名の副会長、利根特別顧問等が出席し、平成二四年度事業計画・収支予算、並びに一般社団法人移行に伴う理事候補選定についての考え方等について協議いただいた。

特に、一般社団法人移行時の理事選任の考え方については、会長、副会長、常勤理事を理事候補とする方向で意見が集約された。続いて、理事会では、森谷会長代行の開催挨拶に続き、議案の審議に入り、事務局より、副会長の大幅増員、七つの委員会・研究会の新設等、本会の組織・機能の強化・拡充を図る平成二四年度事業計画ならびに収支予算等の四議案について説明が行われ、その後の審議の結果、すべての議案について満場一致で承認・可決された。

なお、出席者は、正副会長会議がオプザ



一般社団法人移行時の理事候補等について協議した正副会長会議

バーを含め十名、理事会が三七名（委任状出席六九名）であった。また、理事会の議事録署名人は、常任理事の東京ガス(株)埼玉社長牧 毅氏、同じく常勤理事の東日本電信電話(株)埼玉支店長の光山由一氏に務めていただいた。

理事会の議案は次の通り。  
 ①平成二四年度事業計画  
 ②平成二四年度収支予算  
 ③理事の辞任並びに選任  
 ④新会員の承認  
 理事会終了後、一橋大学経済研究所教授青木玲子氏より「子供と幸福」超高齢社会、人口減少社会における選挙制度のあり方」と題して講演が行われた。



理事会の議長として議事を進行する森谷会長代行

## 平成24年度事業計画

### 基本方針

平成24年度の日本経済は、欧州の景気後退など海外経済の低成長や円高の影響で輸

出が伸び悩みと予想されるものの、震災からの復興需要が顕在化することなどから、国内需要を中心に景気回復を維持するものとみられ、実質経済成長率は1%台後半か

ら2%程度に達するものと見込まれる。また、県内経済に目を転じると、震災からの復興需要に伴う直接的な景気押し上げ効果はあまり見込めないことから、24年度の実質経済成長率は全国をやや下回るものとする。

ここで、足許の経済情勢に目を転じると、米景気の回復や復興需要への期待などから、急速な円高の進行が一服し、低迷していた株値も回復基調で推移、加えて企業業績も増益に転じる可能性が高いなど、明るい兆しがみられる。

しかしながら、今後の企業経営を展望すると、高い法人税率、労働規制、自由貿易協定の遅れ、温暖化ガス削減、電力不足と値上げ、円高のいわゆる「6重苦」に加え、経済のグローバル化に伴う新興国の台頭、人口減少社会の到来に伴う内需の低迷、消費税増税・社会保険料負担の増大など諸課題が山積しており、先行きには極めて厳しいものがある。

こうした経済・社会情勢の下、埼玉県では、上田知事のもと、埼玉エコタウン、埼玉版ウーマノミクス、健康長寿埼玉の三大プロジェクトをはじめとする安心・成長・自律自尊の埼玉の実現に向けた施策を重点政策分野と位置づけ、あらゆる分野でイノベーションの実現を目指している。

一方、企業経営面でも、長く続く停滞感を打ち破るためには、従来の延長線上の施策ではなく、グローバル化への積極的な対応と産業構造の変革を踏まえた、技術革新・ビジネスプロセスの革新など、まさに「イノベーション」の実現を通じ、新たな成長戦略を策定、実行することが、最重要かつ喫緊の課題となってきた。

かかる観点から、24年度は、従来にも増して、企業のグローバル化への対応強化とイノベーションの実現に資するため、会員企業同士の情報交換機会の拡充並びに会員企業と県、国、大学等々多方面の「外部の知」の集団をつなぐ、オープン・イノベーションやコー・クリエーション（共創・協業）ネットワークのコーディネートとしての機能・役割をさらに強化・拡充していきたい。

### 活動理念

本会は、活力に溢れ、魅力ある県経済社会の実現に向けて自ら行動するとともに県政・諸機関・諸団体・諸大学として連合埼玉などと調和と連携を図り、県経済社会の健全な発展に寄与する。

### 事業活動のポイント

1. 産学官連携の強化し企業のグローバル化とイノベーション実現への対応強化
2. 情報提供機能の強化・拡充
3. 安定した組織・経営基盤の構築
4. 会員・経済界のニーズの集約とその実現
5. 提言活動の展開
6. 雇用の維持・拡大

# 事業計画

- I. 主要会議等**
1. 主要会議の開催
    - (1) 定時総会
    - (2) 正・副会長会議
    - (3) 理事会
    - (4) 新年会員懇談会
  2. 委員会・研究会・地区協議会等の開催
    - (1) 企業戦略研究会
    - (2) 産業教育委員会
    - (3) グローバル委員会
    - (4) CSR委員会
    - (5) 少子高齢化対策研究会
    - (6) ウーマノミクス推進委員会
    - (7) 人事労務委員会
    - (8) 地域社会問題委員会
    - (9) 会員増強委員会
    - (10) 地区協議会(4地区)
    - (11) 地区協議会幹事会(4地区)
    - (12) その他
  3. セミナー・講演会・説明会等の開催
    - (1) トップセミナー
    - (2) 特別セミナー
    - (3) 説明会
    - (4) その他
  4. 産学連携事業の推進
    - (1) 埼玉大学特別公開講座
    - (2) ものつくり大学特別公開講座
    - (3) 埼玉大学産学官連携推進協議会
    - (4) ものつくり大学地域連絡協議会
    - (5) 本庄国際リサーチパーク研究推進機構連携拠点推進委員会
  5. 日本経団連関連
    - (1) 幹事会
    - (2) 地方団体長会
    - (3) 地方団体連絡協議会
    - (4) 環境・社会保障・エネルギー関連等
    - (5) 最低賃金対策専門委員会
    - (6) 労働法フォーラム
    - (7) 労使フォーラム
  6. 県関連
    - (1) 知事との政策懇談会
    - (2) 県産業労働部首脳との懇談会
    - (3) 人材交流事業
    - (4) 労働委員会
- II. 講座・講習事業等**
1. 研究会、講座講習
    - (1) 経営管理講座
    - (2) 労務管理講座
    - (3) 第30期人事・労務・総務・庶務・現場管理担当者養成講座(全6講)
    - (4) 労働法・労務関係・法規講座・セミナー(全5〜6講)
    - (5) 給与計算・年末調整セミナー
    - (6) 貸金・税務・経営・財務セミナー
  2. 教育啓発活動
    1. 教育訓練、講座講習
      - (1) 人材育成セミナー
      - (2) 新入社員研修・フォローアップ研修
    2. 洋上研修、改発集会
      - (1) 第33次小笠原洋上研修(事前通信教育、集合研修4回、洋上・島内研修)
      - (2) 第26回生き生き職場体験交流の集い
    3. 通信教育の普及、教育相談
      - (1) 能力開発通信教育の紹介普及
      - (2) 教育相談
  3. 一般対策活動
    1. 文化体育
      - (1) 会員親睦ゴルフ大会
      - (2) 第40回埼玉県実業団剣道大会
    2. 県との共同事業
      - (1) 教員の長期派遣受託事業 1年
      - (2) 知事部局・教育局等の研修への民間講師派遣
- III. 調査活動**
1. 賃金関係
    - (1) 春季賃金交渉
    - (2) 夏季賞与・一時金
    - (3) 年末賞与・一時金
  2. 労働情報
    - (1) 春季賃金交渉速報・結果
- IV. 広報活動**
1. 会報の発行
    - (1) 会報協ニュース
    - (2) 参考図書、資料の発行
    - (3) 会員名簿の発行
  2. 参考図書、資料の発行
    - (1) 安西 愈著「当会編」採用から退職までの法律実務(平成22年3月改訂第15版発行)
    - (2) 労務関係実務資料、情報
    - (3) 日本経団連発行図書、資料の紹介、普及
  3. 経営・人事・労務関係図書、資料
    - (1) 経営労働政策委員会報告
    - (2) 経営労働政策委員会報告
    - (3) その他の資料、情報
- V. 協力サービス活動**
1. 労務相談
    - (1) 講師の派遣斡旋、弁護士など資格者の紹介等
    - (2) 人材の紹介
    - (3) 参考図書、資料の紹介、斡旋、貸出し
    - (4) 各種情報の提供
    - (5) 行政並びに関係団体の事業への協力
    - (6) 埼玉官協に対する協力
    - (7) その他必要な協力サービス
  2. 未入会企業への人促進
    - (1) 地区協議会の活性化
    - (2) 組織運営並びに事業活動の活性化と会員参加の促進
  3. 連絡活動
    - (1) 日本経団連との連絡提携の強化、情報交換
    - (2) 関東ブロック並びに他県経協との連絡提携、情報交換
    - (3) 公設委員会使用者側委員の推薦と連絡、情報交換
- VI. インターネット事業**
1. 受入企業の開拓、マッチングの推進
  2. セミナーの開催
  3. 成果報告会の開催
- VII. 他経済団体並びに労働団体との連絡、情報交換**
1. 他経済団体並びに労働団体との連絡、情報交換
  2. 報道機関との連絡、情報交換
  3. その他必要な連絡、調整活動

## 理事の辞任・選任について

### 1. 辞任(敬称略・順不同)

役員名	辞任	会社名	役職名	事由
副会長	坂上 優介	UDトラックス(株)	代表取締役社長	人事異動
常任理事	横田 隆	リコユニテクノ(株)	代表取締役社長	人事異動
理事	水村 清司	(株)かにや	代表取締役社長	人事異動
理事	勝部 泰弘	国際チャート(株)桶川工場	代表取締役社長	会社事由
理事	石井 康之	(株)正和大宮工場	代表取締役社長	会社事由
理事	永野 克治	ダイニック(株)埼玉工場	工場長	会社事由
理事	斉藤 安雄	日本信号(株)	取締役常務執行役員久喜事業所長	人事異動
理事	細野 博隆	(株)細野鉄工所	代表取締役社長	会社事由
理事	池嶋 勝治	前澤化成工業(株)熊谷工場	代表取締役社長	人事異動
理事	高田 純一	望月印刷(株)	代表取締役社長	人事異動
理事	大久保政一	吉見商事(株)	会長	人事異動

### 2. 選任(敬称略・順不同)

役員名	選任	会社名	役職名	事由
副会長	発田 聡	UDトラックス(株)	バイスプレジデント	人事異動
常任理事	中村 義之	リコユニテクノ(株)	代表取締役社長	人事異動
理事	水村真太郎	(株)かにや	専務取締役	人事異動
理事	西村 和義	日本信号(株)	代表取締役会長	人事異動
理事	住友 耕次	前澤化成工業(株)熊谷工場	取締役製造本部長	人事異動
理事	望月 諭	望月印刷(株)	代表取締役社長	人事異動
理事	大久保和政	吉見商事(株)	代表取締役社長	人事異動

# 平成24年度の新規事業について 委員会・研究会の新設

少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、グローバル化の進行、さらにはオープン・イノベーション、コ・クリエーションに代表される共創・協業の進展等、企業を取り巻く経営環境は激変しており、かつガバナンス強化、CSR推進等、企業に求められる課題もますます高度化、広範多岐にわたって

きている。こうした状況の下、各種情報提供機能をさらに強化・拡充するとともに、会員企業同士の情報交換機会の充実を図る観点から、従来の「人事労務委員会」「地域社会問題委員会」に加え、24年度は以下の7つの委員会・研究会を新設する。

こうした状況の下、各種情報提供機能をさらに強化・拡充するとともに、会員企業同士の情報交換機会の充実を図る観点から、従来の「人事労務委員会」「地域社会問題委員会」に加え、24年度は以下の7つの委員会・研究会を新設する。

## ■新設する委員会・研究会

### 1. 企業戦略研究会

◆経営戦略に関する研究者の講演並びにグローバル化、M&A、研究開発、人材、マーケティング等に関する戦略事例の研究等を通じて、今後のあるべき戦略について検討する。また、事例研究の一環として、独自戦略を立案・推進している企業の経営者等を招き講演会・意見交換会等の開催も検討する。

### 2. 産業教育委員会

◆教育局からのヒアリングや学校視察等を通じて、今後の産業教育のあり方について検討し、必要に応じて教育行政へ支援並びに

提言等を行う。また、教育現場からの要望を踏まえ、企業における今後のあるべき教育支援策を検討する。

### 3. グローバル委員会

◆埼玉県、埼玉県国際交流協会、埼玉大学等との連携を図りつつ、新興国の経済情勢・進出に関連する情報を提供するとともに、海外進出を検討する企業を対象とする、中国、アジア諸国など新興国に関するセミナーを開催する。また、高度外国人材の採用・活用等に係る各種情報提供並びに留学生支援機関との提携・連携を通じ、企業の高度外国人材の採用・育成等をサポートする。

◆また、高度外国人材の採用・活用等に係る各種情報提供並びに留学生支援ネットワークNAP等との提携・連携を通じ、企業の高度外国人材の採用・育成をサポートする。

### 4. CSR委員会

◆各種企業の不祥事例等を題材とするセミナーの開催等を通じ企業倫理・コーポレートガバナンスのあるべき姿、企業の危機管理、CSR活動等について研究・検討する。また、NPOとの連携を図るなど、企業の新しい社会貢献活動の形を検討する。

### 5. 少子高齢化対策研究会

◆少子高齢化の進展、人口減少等に伴う、日本の人口構成・世帯

構成の変化等を踏まえ、今後のビジネスへの影響、少子高齢化ビジネスの可能性等についてセミナー等を通じて研究・検討する。

### 6. ウーマノミクス推進委員会

◆埼玉県は今後、急速に高齢化が進行し、これに伴い生産年齢人口や労働力の低下が見込まれている。こうした状況下、将来にわたって活力のある社会を実現する観点から女性の就業環境の整備及びポジティブ・アクションなど女性社員の戦力化を目指す。また、各種セミナー・研修会等を開催する。

### 7. 人事労務委員会（既設）

◆セミナー等を通じて国内外の先進企業の人事諸制度、組織活性化策を学ぶとともに社員の働きがい向上策等についても研究・検討する。

### 8. 地域社会問題委員会（既設）

◆企業の繁栄と地域社会の発展に寄与することを目的に、セミナー・講演会等を通じて企業と地域社会にかかわる諸問題を幅広く検討する。

### 9. 会員増強委員会

◆会員増強に係る諸施策について検討するとともに会員紹介・獲得に向けた活動を企画・推進する。

## ■委員会・研究会の運営について

◆今後の委員会・研究会の運営は原則以下の通りとする。（会員増強委員会は除く）

(1) 24年4月以降、各委員会・研究会の委員を会員から随時募集し、各会には、原則副会長を委員長

として配置する。  
(2) 当面の運営は事務局中心で運営するが、将来的には委員長並びに各委員を中心とした運営に移行する。

(3) 各委員会・研究会には原則として、埼玉大学経済学部の教授陣等の外部有識者をアドバイザーとして配置する。

(4) 会員は希望により複数の委員会・研究会に所属することができ、（1社2名上限）  
(5) また、各委員会・研究会が主催

するセミナー等については、すべての会員が参加することができ、  
(6) 委員会・研究会で研究した成果等については、必要に応じて提言等として会の内外に発信していく。

(7) 委員会・研究会での視察、調査研究等の独自事業を行う場合の費用は、参加者が負担する。

(8) 各委員会・研究会は必要に応じて会員外にも公開する。

## 委員会・研究会への 委員登録のお願いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会の運営に種々ご支援・ご協力を賜り誠にありがとうございます。衷心より御礼を申し上げます。

さて、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来、グローバル化の進行、さらにはオープン・イノベーション、コ・クリエーションに

代表される共創・協業の進展等、企業を取り巻く経営環境は激変しており、かつガバナンス強化、CSR推進等、企業に求められる課題もますます高度化、広範多岐にわたってきている。

こうした状況の下、24年度より各種情報提供機能をさらに強化・拡充するとともに、会員企業同士の情報交換機会の充実を図る観点から、「企業戦略研究会」、「産業教育委員会」、「グローバル委員会」、

「CSR委員会」、「少子高齢化対策研究会」、「ウーマノミクス推進委員会」、「会員増強委員会」の7つの委員会・研究会が新設され、既存の「人事労務委員会」、「地域社会問題委員会」とあわせ、本会は9つの委員会・研究会を組織することにいたしました。

会員各位におかれましては、3月30日付でご送付いたしました「委員会・研究会の概要と運営ルール」をご確認いただき、同封の委員登録申込書に必要事項をご記入の上、5月25日(金)までに、埼玉県経営者協会宛 FAXにてお申込みください。

なお、委員としてのご登録は全ての委員会・研究会に1会員2名を上限に登録することができますので、積極的なご登録をお願い申し上げます。

平成24年度事業 実施計画表 (案) (大字は新規事業)

項目	事業名	(平成24年)												(平成25年)				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
会議等の開催	定時総会		10															
	正副会長会議・理事会	19	10															
	新年会員懇談会																	10
	企業戦略研究会			13							26							
	産業教育委員会					22												
	グローバル委員会			11			11											
	CSR委員会									21								
	少子高齢化対策研究会			18														
	ウーエノミクス推進委員会				27													
	人事労務委員会			4														
委員会、研究会、地区協議会の開催	地域社会問題委員会						19											
	会員増強委員会																	
	地区協議会																	
	トップセミナー			21	28													
	特別セミナー・講演会・説明会				29													
	埼玉大学特別公開講座																	
	ものづくり大学特別公開講座																	
	幹事会		17		15													
	地方団体連絡協議会・会長会議		17		15													
	関東経営者協会専務理事会等		18															
業務	県首脳との懇談(随時)																	
	県と共催研修(民間企業に学ぶ)																	
	人材交流事業・会議(随時)																	
	教員の長期派遣事業																	
	埼玉県学生・学生ボランティア活動推進事業																	
	海外視察	社会経済視察団																
	衛生管理者・安全管理者																	
	人事・労務・総務・庶務担当者																	
	業成講座(全6講)			5	12	19	26	5	13									
	貸金・税務・経営・財務セミナー																	
事業	労働法関係講座																	
	各種セミナー																	
	小笠原洋上研修																	
	生き生き職場体験交流の集い																	
	教育啓発活動	新入社員研修																
	文化・体育活動	剣道大会・ゴルフ大会																

# 「障害者雇用について考える」

## 地域社会問題委員会を開催

平成二十三年度の地域社会問題委員会（委員長・光山由一、東日本電信電話(株)埼玉支店長）を三月十二日(月)午後、ソニックスティビル九〇六会議室で開催し、三十名が参加した。

今回の地域社会問題委員会は、「企業の障害者雇用の促進に向けて」というテーマで、埼玉労働局および埼玉県からの説明、障害者雇用アドバイザーの講演、中小企業の障害者雇用に関する事例発表と、盛り沢山の内容で、企業、特に中小企業の障害者雇用促進策などについて、考える機会となった。

開会にあたり光山委員長は「企業にとって、障害者雇用の重要性が問われている。埼玉県内の雇用情勢も厳しく、雇用の機会を拡充し、障害者の方を一人でも多く就職に結び付け、生きがいをもつて働いてもらうことが重要」と挨拶され説明の部へと移った。

はじめに、安藤よし子埼玉労働局長が「埼玉県における障害者雇用の現状と課題」というテーマで障害者雇用促進法の

概要や障害者雇用率、障害者雇用に対する各種助成制度・支援制度などを説明され「障害者一人ひとりの個性や特性を活かし雇用することは、多角的な視点で障害者雇用を考えることや、きめ細かな雇用管理を実践する機会でもあり、一つのメリットとしての側面を持っている」と強調し、障害者雇用促進をお願いした。

続いて、杉野勝也埼玉県産業労働部就業支援課長が「緊急障害者雇用支援戦略プロジェクト会議の埼玉県による取組について」というテーマで埼玉県の障害者雇用支援策について、障害者雇用サポートセンターや各種支援センターの内容、障害者雇用開拓員配置事業などを説明した。

引き続き、丹下一男一般社団法人障害者雇用企業支援協会の障害者雇用アドバイザーが、「障害者雇用を考える」というテーマで①障害者雇用に関する企業の意識、②障害者雇用のコンセプトを構成する事項、③障害者雇用促進法という障害者の定義・分類、④障害者雇用に向けた考えておくべきポイントなどを講演、

「障害者雇用については雇う側が個性を見極め、適正を判断しなければならぬ。そのための手段としてトライアル雇用などの活用が大事」と紹介した。

その後、中小企業の取組事例発表として、二社の方からご発表いただいた。

①関東食糧(株)・桶川市・外食産業用業務用食材、厨房機器の販売

②(株)千代田技研・川口市・ダイカスト製品の製造・加工、介護サービス事業

発表いただいた関東食糧の飯田晃久営業サポート部次長は、約二年前から事務職で三名の障害者を雇用したきっかけ、当初の苦労談、改善事例などを説明され、今後の指導方針として「作業内容のステップアップや社員の意識向上を図り、就労満足度の高い職場環境づくりを目指したい」と抱負を語った。

また、千代田技研は従業員数七〇名の会社で七名の障害者を雇用しており、平成十年には労働大臣表彰も受賞している。発表いただいた鈴木静子代表取締役会長は、「障害者一人ひとりに対する接し方や指導方法の工夫が大切で、とにかく愛情をもって接すること」そして「障害者の働く喜びが私たちの生きがい」とまとめた。



光山由一委員長（東日本電信電話(株)埼玉支店長）



安藤よし子埼玉労働局長



飯田晃久関東食糧(株)営業サポート部次長



鈴木静子(株)千代田技研代表取締役会長

# 特別セミナー「長寿社会のまちづくり」について学ぶ」開催

平成二十四年三月七日(木)ソニックスティビル九階九〇六研修室で特別セミナー「長寿社会のまちづくり」柏市豊四季台地域・高齢社会総合研究会の取組について学ぶ」が開催され、二五名の会員が参加しました。

現在日本は超高齢社会に突入していますが、現状、高齢化率が都市部より地方の方が高いことから、都市部高齢化の社会・経済に及ぼす影響の大きさが十分に認識されていない傾向がみられます。因みに、二〇一〇年度の国勢調査結果と二〇三五年人口推計結果を比較すると、この二五年間で、現在高齢化率が全国一位の秋田県、二位の鳥根県では高齢者数は横這いで推移するのに対し、埼玉県は六五万人の増加と高齢者数が激増し、逆に生産年齢人口は一一七万人の減少と大阪府に次いで全国第二位の減少県となると予測されておりあります。

このように、超高齢社会突入の影響は今後都市部で顕著に表れ、住民生活だけでなく、企業経営にも大きな影響を及ぼすことが予想されることから、既に都市部の「超高齢化」対策のモデルとして、東京大学、柏市、UR都市機構の三者で発足した「柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会」による「長寿社会のまちづくり」プロジェクトの取組み内容を学ぶことを目的として本セミナーが開催されました。

セミナーは、本プロジェクトで中心的役割を務められている、東京大学高齢社会総合研究機構学術支援専門職員の木村清一氏より講演が行われ、木村氏からは、「長寿社会のまちづくりは、在宅医療・

看護・介護等の連携と生きがい・就労の創出にある」との基本コンセプトに基づき、どのように検討し、どのように市民に呼び掛け、そしてどのように実現を目指していくのかという点について、市民とともに議論を深めるというキック・オフの段階から現在までの取組み状況について、詳細なデータを用いながら、具体的な説明が行われました。

そして、その後木村氏からは以下の二つの柏市豊四季台地域高齢社会総合研究会の提案について具体的な説明が行われ、その後活発な質疑応答が行われました。

①高齢者パワーを活用した農業活性化、学童保育で子世代・孫世代の応援、さらには生活支援で親世代の応援等行うことを通じた「いつまでも元気で楽しく活躍できるまちづくり」

②医療、福祉に係る専門家や組織が連携して生活を多方面から支えることを通じて、住み慣れたまちの住み慣れた家で必要な医療や介護が受けられる「いつまでも自宅で安心した生活が送れるまちづくり」

講演する木村清一氏



講演する木村清一氏

# 埼玉大学研究者との出会いの広場

シリーズ  
第70回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。  
埼経協 専務理事 根岸 茂文、事務局次長 宮田 信久 ☎048-647-4100  
FAX 048-641-0924

## 研究の内容

## 産業への展開



### 工期短縮・省力化を可能にする4足歩行型法面作業ロボット

埼玉大学大学院理工学研究科 程 島 竜 一 助教

国土の70%以上が山地である日本では、線路や道路を通すため山の側面を削って法面(斜面)を形成する工事が多数行われている。これらの法面では崖崩れ防止のために、鉄筋コンクリートフレームを設置して法面を安定させる工事や、法面に穴を掘りロックボルト・永久アンカーボルトを打ち込んで法面を補強する工事が行われる。そして、通常ボルトを打ち込む法面の補強工事では、ボルトを打ち込むための穴を掘る掘削工事が必要である。従来の掘削工事はほとんどの工程が人手で行われてきたため、著しく非効率で多大なコストと時間を要し、また作業員の滑落などの事故に繋がる危険度も高い。したがって、その作業の自動化が強く望まれているのが現状である。この要求に応えるため、このような凹凸型不整地において脚形態が発揮できる特性に注目し、既存の建設工法を改良するため図のような法面作業ロボットを開発した。

ロックボルト工法の工程の一つである掘削工法を行うために開発したこのロボットは、全重量7ton、脚長3.7mの世界最大の4足歩行ロボットである。この4足歩行型法面作業ロボットは、法面

までは機体下部のクローラで移動し、法面では張力制御されたワイヤーの牽引により重力補償されることで平地と同様な歩行が可能である。また測量技術に応用した地図生成システムと自己位置同定システムを搭載しているため、常に自己位置を認識しながら目的の工事場所に移動可能である。目的の掘削場所では背中に搭載した掘削機を垂直に起こし掘削工事を行う。これまでは掘削機の先端を掘削箇所の正確な位置に合わせることは地形が複雑なため困難であったが、このロボットは4つの脚で機体の姿勢を制御し地形の凹凸を吸収できるため、高い安定性を保ったまま掘削作業を行える。さらに法面という極限環境を安全に移動するために特別な歩行方法を開発し、多くの計算機シミュレーションと実験を繰り返した。これまでに山梨県南アルプス市などで試験運用の実績がある。



複雑な地形を歩行するロボットと操縦者

通常の建設機械と同様に使用できる建設ロボットの実現と環境整備

#### 学歴・略歴

程島 竜一

(ほどじま りゅういち)  
2006年東京工業大学大学院理工学研究科博士課程修了。同年同大学院理工学研究科21世紀COE 研究員、2008年同大学 SMS 創造開発センター特任助教、2009年総務省消防庁消防大学校消防研究センター研究官、2010年埼玉大学大学院理工学研究科助教、現在に至る。ロボットの機構設計や運動制御、歩行ロボットの研究に従事。博士(工学)。



### 植物の生体電位測定による環境モニタリング

埼玉大学大学院理工学研究科 長谷川 有 貴 助教

植物の生体電位は、植物細胞内外のイオン濃度差によって発生する電気信号であり、人間の脳波や心電図と同様に、植物の状態を知る重要な指標の一つであると考えられている。そもそも植物は、敏感な環境認識能力や適応能力を有しており、この情報を生体電位応答という物理量としてリアルタイムで捉えることによって、植物を自身の活性状態や周囲環境の変化を知るためのセンサとして利用することが可能となる。

近年、国を挙げての普及が進められている植物工場などの施設栽培では、運用時の電気代などのコスト面が大きな課題となっているが、生育中の植物の活性状態を生体電位によって観測し、必要以上の水や光を与えずに、植物にとって最も生長効率の良い環境を実現すれば、運用時にかかるコストも最適化することが可能となる。従来から行われていた生体電位研究では、光、熱、温度変化などの外部刺激によって生体電位が敏感に反応することは確認されていたが、その応答と光合成や蒸散などの生理活動との関連については十分明らかにされていなかった。しかし、我々が近年進めている研究によって、光の照射を開始したときの

植物の生体電位応答の大きさが光合成効率と有意な相関関係にあることなど、電位応答と光合成反応との詳細な関わりが明らかにされつつある。また、植物は照射する光の波長や周期によって生長促進・抑制が起こったり、栄養成分が増加したりする性質を持つことが知られており、これらの光条件の違いも生体電位応答に反映されることが明らかになっている。

今後さらに研究を進め、植物の生体電位測定によってモニタリングした情報を栽培環境コントロール条件に用いることで、これまでは視覚化することが困難であった植物の状態をリアルタイムで把握し、生長促進かつ栄養豊富な植物の育成が可能となる。また、この技術を、植物の状態を視覚的に確認し、楽しみながら栽培する菜園キットの一部として導入することで、食育効果の高い家庭菜園が実現できると考えられる。



生体電位を利用した「元気度メーカー」と試作した菜園キット

植物工場における植物による植物のためのセンシングと環境コントロール

#### 学歴・略歴

長谷川有貴

(はせがわ ゆき)  
1999年埼玉大学教育学部卒業、2001年同大学院教育学研究科修士課程修了。2005年博士(工学)を取得(埼玉大学)。2002年同工学部情報システム工学科助手、2006年同工学部電気電子システム工学科助手、2007年同大学院理工学研究科助教、現在に至る。植物の生体電位を用いた環境モニタリング技術の開発、味覚センサの開発などに従事。



# 「ものづくり大学」へようこそ

連載  
第51回

今回の内容について、ご関心・興味をお持ちの方は、下記にご連絡下さい。  
埼経協 専務理事 根岸 茂文、事務局次長 宮田 信久 ☎048-647-4100  
FAX 048-641-0924



## 伝統技術を現在に活かす

建設学科 坂口 昇 教授

高さ634mの東京スカイツリーが5月22日にオープンします。独立電波塔として世界一の高さで、日本の建設技術の粋を集めたものです。建築構造技術者の一人として、誇らしく、嬉しくてたまりません。ひさびさに明るい話題です。

東京スカイツリーには“五重塔”と同じ“制震（せいしん）”技術が使われているという話を、構造設計を担当された日建設計の慶伊道夫氏から伺いました。

“制震”は“耐震（たいしん）”と同様に地震から建物を守る技術です。“耐震”は柱や梁を太くし、壁や筋交いを入れて、丈夫にすることで、地震の揺れに真正面から抵抗します。いっぽう、“制震”は、地震の揺れを受け入れて、しかも内部でそのエネルギーを消費して、全体の揺れを抑制します。

五重塔には、心柱と呼ばれる1本の柱が1層から最上階まで貫いて通り、これが地震時に周囲の骨組みとは別に動き、周囲

の骨組みとぶつかり合って、互いの揺れを打ち消しあう仕組みになっています。

スカイツリーにも鉄筋コンクリートの心柱（円筒状の階段室）が通っていて、周囲の鉄骨との間にあるエネルギー吸収装置で揺れを吸収・消費します。“心柱制震”と命名されたそうです。古来の技術が最先端の建築に見事に活かされています。

五重塔だけでなく、伝統木造建築には制震機能が備わっています。はめ込み式の仕口や継手で“ギュッ、ギュッ”と木材が擦れ合い、押合って、揺れのエネルギーを消費します。実に旨い仕組みです。

ものづくり大学の学生諸君にも、伝統技術から知先人の知恵を学んで欲しい。そして、それを新しい時代に活用できる人材に育てて欲しいと願っています。

坂口 昇（さかぐち のぼる）教授、京都大学大学院修士課程修了、博士（工学）、清水建設株式会社勤務を経て2003年4月からものづくり大学教授。建築構造学。日本建築学会会員。日本コンクリート工学協会会員（連絡先：048-564-3863/sakaguchi@iot.ac.jp）



## 溶接技能解析・伝承システムの開発

製造学科 日向 輝彦 教授

現在、日本のものづくりの技術力が世界に誇れる明るい話題として、本年5月にオープンする「東京スカイツリー」があります。しかし一方、日本の製造業全体としては、団塊世代の熟練技能者が大量に退職する時期を迎え、溶接の分野においてもその技能の伝承が問題となっています。筆者は長年、若者に溶接の技術や技能の教育指導を行う仕事に携わる中、溶接技能のデジタル化や技能の伝承が可能になるシステムの開発を試みてきました。図1が開発した溶接技能解析・伝承システムの全体概要です。データ収集部の6軸リンク機構に溶接トーチを装着して実際の溶接を行うことで、溶接中に行っている作業者の三次元のトーチの移動軌跡や速度変化データなどを採取し、これをCRT画面で観察することで、溶接中のトーチ操作の状況などの解析が可能となります。さらに、こうした技能データを溶接ロボットに転送することで、技能者が行ったのと同様な溶接状況の再現動作が可能になっています。すなわち、こうしたシステムを用いることで、①未熟練者の場合は、自身が行った溶

接結果と溶接中のトーチ姿勢や突出し長さ、トーチ移動形態などを比較観察することで、どのような点を改善することで更に技能の上達が可能かといった理解が容易となる（図2）。②保存した熟練者の技能データをシミュレーション機能を利用して観察することで、熟練技能者の溶接の手法が何度でも参照できる。③保存した技能データを溶接ロボットで再現動作させることで、実際と同様な熟練者の溶接状況の観察が何時でも可能になる。などです。



図1 溶接技能解析・伝承システム

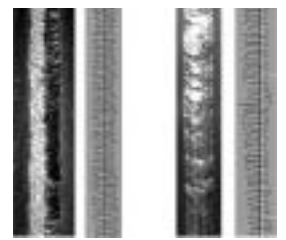


図2 立向溶接のトーチ軌跡の比較  
熟練者の場合 未熟練者の場合

日向 輝彦（ひなた てるひこ）教授・博士（工学） 職業訓練大学校卒業 東工大博士（工学）、職業能力開発総合大学校 産業機械科助教授を経て、2001年よりものづくり大学教授となり現在に至る。専門分野：溶接施工、溶接技能教育（連絡先：048-564-3830）

# 新入社員研修開催

新入社員研修が四月六日、大宮ソニックシティで三六名が参加し開催された。

開講にあたり、根岸茂文事務理事より「社会人としてスタートされた皆さんへ 一先輩から贈る言葉」ど題して挨拶。

続いて「『考える』が大切な理由(ワケ)」と題してユナイテッド・シネマ(株)人事総務部人材開発チー



基調講演をする内橋洋美氏



研修風景1

ムの内橋洋美氏による基調講演。

冒頭「入社を選択した理由」「働く目的」「三年以内に会社で必要とされると思う能力・スキル」に

関して参加者同士で意見交換をした後、講演のテーマでもある「『考える』ことの大切さ」に関して「考

え方・受け止め方の違いが分岐点となり、色々なチャンスと出会うかどうかが決まる。マイナスイ

環境の中でもポジティブな面を見つけていくことが大切」と話した。



研修風景2

い」とまとめた。  
続いては、りそな総合研究所(株)パートナー講師古澤美奈子氏による講義「ビジネススマナー」。

主な五つのテーマは「学生から社会人へ」「効率的な仕事をするために」「職場でのコミュニケーションとチームワーク」「ビジネスマナーの基本」「自己啓発と自己管理」。

速やかに職場に適應し、また、一日も早く職場の活力となるよう社会人として必要な基本的な心構えやビジネススマナーを学んだ。

## 〔参加会社・組織〕

- アロハガス(株)①、牛山電工(株)①、(株)白田ファインモーターズスクール②、(株)関東日立②、社会福祉法人単人会鴻巣まきば園①、財団法人埼玉県生態系保護協会⑦、太陽管財(株)①、(株)デサン②、東京インキ(株)⑥、(株)プラコー③、マルキユー(株)①、もしもん(株)⑨
- 内は、参加者数。合計三六名。



研修風景3

## 第33次

世界自然遺産 小笠原  
「きづき・ふりかえり」  
リトリタレシツブ研修を!

小笠原洋上研修参加者募集

- ☆全研修日程 二〇一二年六月～十一月
- ◆事前研修 第一回：七月三十日(月) 第二回：八月二十七日(月)
- ◆洋上・島内研修(予定) 第三回：九月二十四日(月)
- ◆フォロワー研修(予定) 十月四日(木)～九日(火)
- ◆通信教育 六月～九月
- ☆定員 五十名
- ☆対象 職場リーダー、リーダー候補
- ☆使用客船 おがさわら丸(六、七〇〇トン)
- ☆参加費 一九三、〇〇〇円

## 洋上研修の主な狙い

- ◇真のリーダーシップを体験的に学ぶ
  - ◇実践的なコミュニケーションスキルを高める
  - ◇自己革新を開始するきっかけを提供する
- 第三十三次 小笠原「きづき・ふりかえり」洋上研修の参加者を募集いたします。
- 今度で三十三回目を迎えた歴史あるこの研修は、一貫して職場リーダー育成というコンセプトで人材育成プログラムを構築しており、グループワーク中心の体験・自己参画型の研修です。
- 六カ月に亘る長期人材育成研修として定着しており参加企業も過去約一七〇社、参加者も二、一〇〇名を超える実績ある研修です。
- 東京竹芝から約一、〇〇〇km離

れた小笠原を往復する六日間航路での船内洋上研修や島内での体験型研修をメインに、マネジメントやリーダーシップの基本を通信教育や事前研修で学び、さらにフォロワー研修で成果や課題をふりかえることで、職場での実践に活かせるヒントをつかんでいただきます。

様々な環境の変化が激しい今だからこそ、企業にも個人にも変化が求められます。この研修は、リーダーとしての基本をしっかり学びつつ、「きづき・ふりかえり」を通して、明日への第一歩につながるためのきっかけを提供いたします。

本研修の趣旨をご理解のうえ、参加者のご派遣をお願いいたします。洋上研修に関するお問合せは、左記にお願いします。

☆問合せ先 電話〇四八―六四七―四一〇〇 担当 宮田、町田

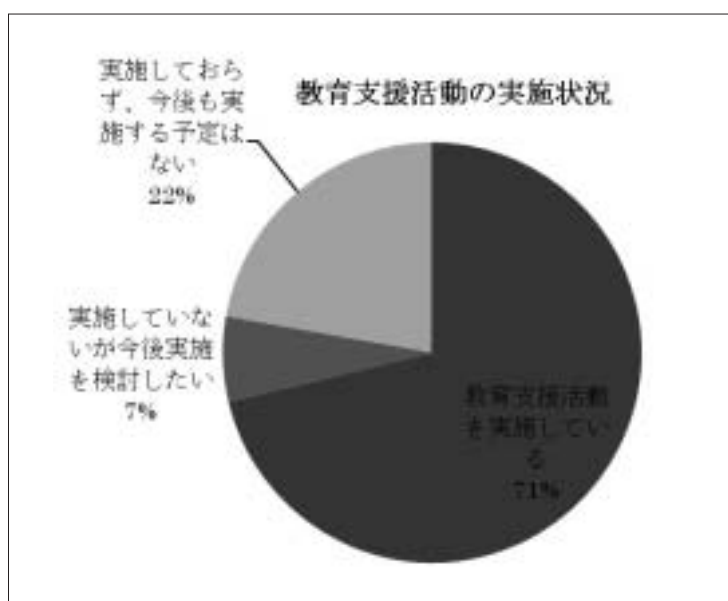
# 「企業における教育支援活動」に関するアンケート調査結果

## I アンケート調査の概要

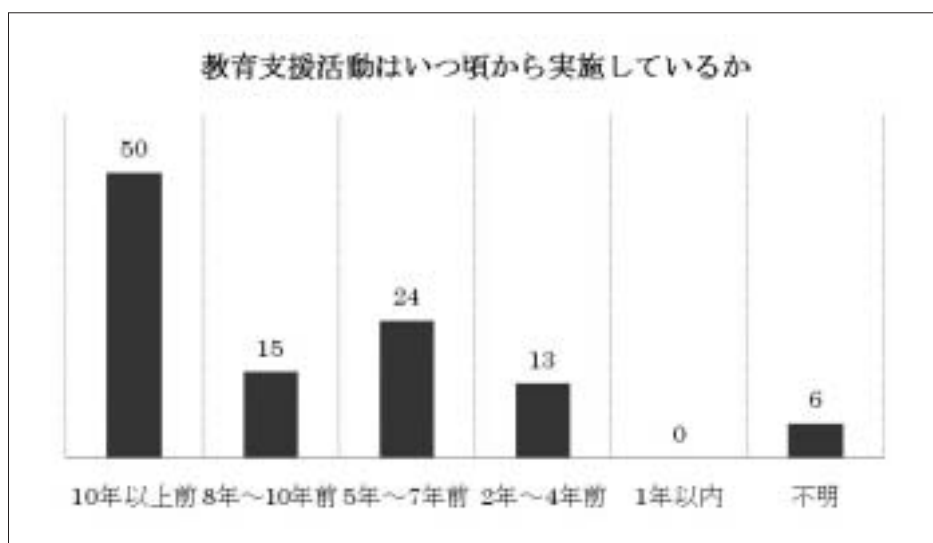
- 1 調査対象及び調査数：(社)埼玉県経営者協会 会員企業650先
- 2 調査方法：緊急調査のため、FAX による配布・回収
- 3 調査期間：平成24年1月20日～2月29日
- 4 有効回収数及び回収率：153先 (23.5%)
- 5 調査機関：(社)埼玉県経営者協会

## II 調査結果の概要

Q1 貴社における教育支援活動の実施状況について。〔回答153〕



Q2 上記教育支援活動を実施している企業はいつ頃から実施しているか。〔回答108〕



Q3 教育支援活動を実施している企業の支援活動に該当する対象。

〔回答数・率〕

	小学生	中学生	高校生	専門学校生	大学生	その他	合計	
A 事業所への受入	19	51	47	24	52	13	206(48.5%)	
B 講師派遣	8	7	10	6	16	6	53(12.5%)	
C 経済的な支援	6	2	6	2	5	8	29( 6.8%)	
D 教員採用・研修への支援	5	7	11	4	5	6	38( 8.9%)	
E 授業プログラムの提供	6	3	1	2	3	2	17( 4.0%)	
F イベント実施	12	8	4	2	6	8	40( 9.4%)	
G コンテンツ提供	4	3	5	3	4	8	27( 6.4%)	
H その他	3	2	3	1	2	4	15( 3.5%)	
合計	(回答数)	63	83	87	44	93	55	425( 100%)
	(率)	14.8%	19.5%	20.5%	10.4%	21.9%	12.9%	

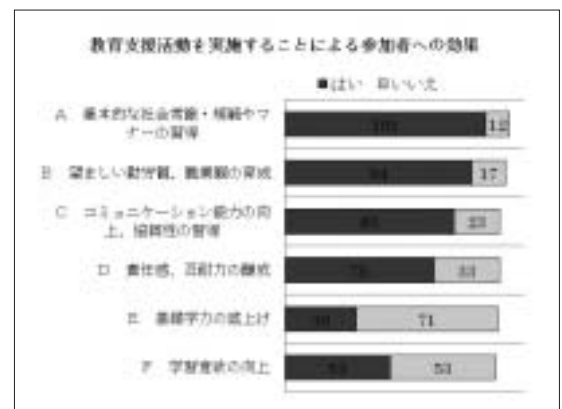
〔教育支援活動の具体例〕

A 事業所への受入	例：施設・工場・研究室等見学、職場体験・インターンシップ、職場インタビュー等
B 講師派遣	例：社会人講師の派遣、運動部活動への指導者派遣
C 経済的な支援	例：イベント・バザー等への寄付（金銭・現物等）、グラウンド・施設開放、スポーツ大会協賛
D 教員採用・研修の支援	例：教員採用面接官派遣、教員教育の支援、職場体験受入
E 授業プログラムの提供	例：理科実験プログラム、環境プログラム、金融プログラム、創業プログラム、各種スポーツプログラム、外国語会話プログラム
F イベント実施	例：コンテスト、発表会、各種フェアへの出店
G コンテンツ提供	例：教材用の冊子、ホームページでの情報提供
H その他	例：社員ボランティア活動
〔例示事項以外の活動内容例（自由記述）〕	
○特別支援学校での手焼きせんべい実演・体験	
○卒業研究の課題提供と資金援助（職業能力開発大学校・デザイン課に支援）	
○中国・西安における幼稚園事業	

Q4 教育支援活動を実施していないし、今後実施検討をしたい企業が支援活動を実施することによって、どのようなメリット・効果があった（ある）か。



Q5 教育支援活動を実施していないし、今後実施検討をしたい企業が支援活動を実施することにより、参加者（児童・生徒・学生）にどのような効果があった（ある）か。



Q 6 教育支援活動を実施ないしは今後実施を検討している企業が今後実施したいと考えている教育支援活動および該当する対象は。 [回答数・率]

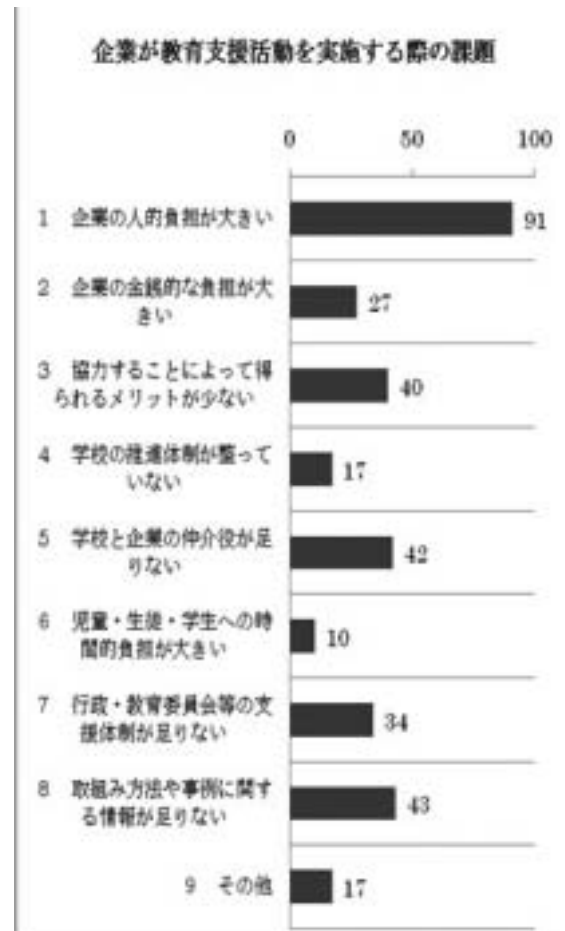
		小学生	中学生	高校生	専門学校生	大学生	その他	合計
A	事業所への受入	21	36	61	46	64	15	243(50.8%)
B	講師派遣	6	6	5	7	15	6	45(9.4%)
C	経済的な支援	7	5	4	4	6	7	33(6.9%)
D	教員採用・研修への支援	6	7	9	8	7	5	42(8.8%)
E	授業プログラムの提供	7	7	3	1	3	2	23(4.8%)
F	イベント実施	11	9	9	9	10	8	56(11.7%)
G	コンテンツ提供	2	2	5	5	8	7	29(6.1%)
H	その他	2	2	1	1	0	1	7(1.5%)
合計	回答数	62	74	97	81	113	51	478(100%)
	率	13.0%	15.5%	20.3%	16.9%	23.6%	10.7%	

※支援活動の具体例は Q 3 と同様

Q 7 上記Q 6 で「B講師派遣」を選択した企業で、具体的に講師派遣が可能なテーマ・分野について



Q 8 企業が教育支援活動を実施する際の課題についてどのようなお考えか



# 低成長時代の就業規則の

## 見直し・改訂のポイント

— 第九十九回 —

### 労働契約法の企業実務上の

#### 対応について（その13）



弁護士 安西 愈

## 七 労働者の

### 損害賠償すべき金額をめぐる

#### 6 身元保証人に対する損害請求をめぐる

##### (八)身元保証人の保証責任は本人の業務関連事由に限定されるか

身元保証人の賠償すべき損害賠償責任は、本人が会社に損害をかけた事由が本人の従事する業務に関連する事由に限定されるのか。それは、通例身元保証書においては、本人が会社にかけて損害について、「一切の損害を賠償する」旨が約束されていることから問題となる。この点については、その

ような文書の文言にかかわらず、当該身元保証の趣旨を解釈して判断すべきものとされている。

すなわち、「身元本人の勤先やその従事すべき業務の種類・内容は身元保証人にとって重大な関心事であるべきはずである。身元保証を引受ける者は、身元本人が特定の使用者の被用者として、現在および将来にわたって、どのような業務に従事するであろうかという

ことを大体において予測し、それを基礎として、具体的賠償責任発生の危険の有無および程度などもある程度測定した上で、契約するのが通例であろう。もし、身元本人の従事すべき業務と全然関連のない事由による損害についてまで

責任を負わねばならないことになると、多くの場合、それは身元保証人にとっては保証意思の範囲外に属することである。使用者にとつては、身元本人の従事すべき業務と関連があると否とを問わず、身元本人の不正行為等によって生じた損害の賠償を身元保証人に請求し得ることが望ましいにちがいないけれども、右のような身元保証人の通例の保証意思は使用者においても了知すべきはずである。

このように考えて来ると、身元本人の従事すべき業務に関連のない事由による損害は、反対の特約がないかぎり、保証の対象の範囲外にあるものと解するのが、妥当な意思解釈であると思われる。」（西村信雄『身元保証の研究』二二〇～二二一頁）とされているところである。

一般的には、身元保証人としては、本人の従事する業務を前提として、例えば、銀行員とか技術者とか営業社員とかといった、「本人の職務や業務を前提として身元保証人としての責任を考えた上で

保証するのが通例である。そこで、身元保証人の予測を超える予想外の責任まで負担するということは、身元保証契約の趣旨に反することになる。

判例上も、例え身元保証契約において、保証範囲に關し、「被上告会社が本人を雇入るにあたり其の労務の範囲を何等確定せざりしものと断ずるが如きはそも異とすべき所となると共に、たとえ本件保証契約に於て保証の範囲を限定すべき別段の意思表示のない場合においても、之を以て直に無制限に保証の責を負担するものとみなすこと得ざる所なれば、反証のない限り上告人等は本人が其の技能、過去の経歴その受くべき報酬等の事情に応じて自ら相当と認むべき労務に従事すべきものとし、この限度に於て同人の将来負担することあるべき損害賠償債務に付本件保証を約したるものと推認すべき筋合なりと云うべく、ここに始めて此の種保証契約に於ける普通の事例に背かざるを得べきものとす。されば、原審が右上告人等

の抗弁の当否を判断せむには、単に本件雇傭契約に於て其の労務の範囲に付特別の意思表示がなく、もしくは保証の範囲を限定すべき別段の意思表示なかりしことを確定したるのみを以て足れりとすべからず、すべからず諸般の事情にかんがみ金銭の取扱殊に本件の如き多額なる金銭の取扱いに關する事務は、果たして前記の説明の趣旨に於て本人の従事すべかりし相対の労務と認め得べきものなりや否を確定し、以て本人の惹起せる本件損害に付上告人等の保証責任の有無を明らかにすべき」である（大判、昭和一四・一二・二七、新聞四五二五号八頁）とされているところである。

保証の範囲の限定がなくても、雇傭契約の事情や身元保証責任が問われる具体的事案に応じて保証の範囲を定めることを判例は容認しているものといえる。

##### (九)身元本人の従事すべき業務に關連する事由とは

身元保証人が保証責任を負うべ

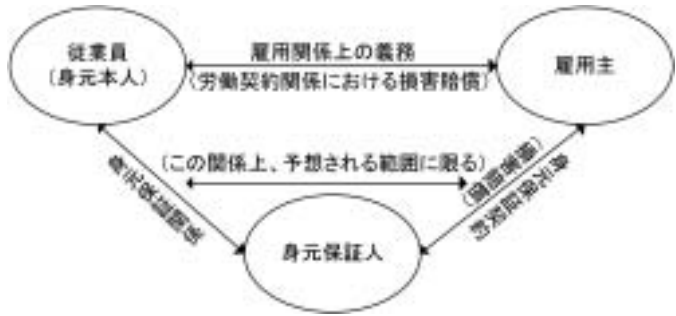
き損害とは、「身元本人の従事すべき業務に関連する事由」の範囲に限ることになるのかということについては、前述のとおり当該従事すべき業務なるものは、雇用の当初においては決まっていなかったから問題となる。というのは、わが国では、通常は一定の業務を限って雇用するのではないからである。パートタイマー等期間雇用者は別であるが、一般の社員（正社員）は、「使用者の指示する場所」で指示する業務を行う」ということを前提とする包括契約が通常である。したがって、入社当時においては、従事すべき業務が必ずしも明白になっていない。そこで、身元保証契約において、身元保証人が損害賠償すべき本人の従事業務の範囲を画することは事実上、困難である。まして身元保証人の保証すべき損害の範囲は、原則として身元本人の不正行為による損害とされているところであるが、不正行為はもとより正当なる業務執行行為ではないのだから、もし、この「身元本人の従事すべき業務

に関連する事由」の意義を厳格に解すると、身元本人の不正行為による損害の大半は、身元本人の従事すべき業務とはならず、身元保証責任の範囲外に出てしまうことになる。たとえば、「銀行の割引兼証券に関する事務に従事していた銀行員A（身元本人）が、営業不況に陥った親族Bを救済するために、同僚行員で出納係なるCに懇請し、Cをして銀行所定の取扱方法に反しBには毫も預金がないのにBの提出した小切手を割引させその結果銀行に損害を被らしめたという場合（東京地判、大正一一・九・二七、新聞二〇四六号二二頁参照）の如きは、もし右のAの行為をもつて、Aの従事する割引兼証券業務とは関連のない事由（すなわち、Aの従事する業務の執行につきなされた行為でもなければ、その業務の執行に際してなされた行為でもない）と解するならば、右のAの行為による損害は、当然、身元保証人の責任の範囲外に属することとなり、はなはだ非常識な結果を招来するで

あろう。」（西村前掲書二二頁）と指摘されているところである。このようなケースでは、身元本人の不正行為は銀行員という雇用の地位に伴う同行での職場をとにもすることに起因する雇用主である銀行に対する不正行為を惹起したもので、当該身元保証人として損害賠償すべき範囲内の事由といえる。そこで、一般的には、この身元保証人が賠償すべき「身元本人の従事すべき業務に関連する事由」に基づく損害について、「その関連する事由」に関しては、これを比較的ゆるやかに解し、業務執行の機会または業務執行の権限を利用しないし悪用してなされる行為（それには従業員たる地位に關係してなされる行為も含む。）といったように広く包含するものと解すべきであるとされている。結局、それは、身元保証人の予想しない特殊の損害についても賠償の義務があるかという問題に帰属すると思われる。一般的にいえば、反対の特約がないかぎり、か

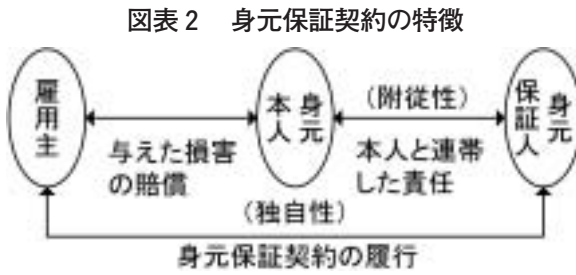
かる特殊損害は、たとい身元本人自身はそれについて賠償義務を負担するとしても、身元保証人にとつては予想される範囲ないし身元保証契約の趣旨から、合理的に導かれる賠償範囲からみて、予想を超える信義則上負担させるべき範囲を超え、保証責任の範囲外にあるものと解すべきものと考えられる。ここに身元本人の負担すべき損害と身元保証人の負担すべき損害の二段階の検討が必要と解されている（図表1参照）。

図表1 身元保証人の賠償範囲



(十)身元保証人の責任は、本人の「一切」の債務責任に及ぶか  
身元保証人と雇用主たる会社との保証契約においては、「身元本人が会社に与えた損害の一切について本人と連帯して賠償します」といったような契約が多い。身元保証契約に於いて、身元本人が雇用主に与えた損害の賠償というのは、基本的には使用者のこうむつた損害を賠償することであるから、保証債務の目的とする具体的損害賠償債務を意味する。その損害責任の法的構造については、本来の保証債務としての附従性と身元保証という独立的な保証である債務性という二つの性質を有するとされている。前者（附従性）にあつては、身元本人の負担する損害賠償債務の保証人としての履行すべき債務という構造をもち、後者独立的担保責任）にあつては、身元保証人が独立的に負担する損害賠償債務という構造をもっている。つまり、「前者の法的構造は屈折的であり、後者のそれは直線的である」という差異があるのだが、使

ユーザーのこうむった損害を賠償することを終局的な目的としている点で軌を一にする。」(西村前掲書一〇一頁)ものである。この両者が包括されて、身元保証人の損害賠償債務と云うものを形成することになる(図表2参照)。



しかし、この両者を併せたものが身元保証債務となるといつても、これが分離されるものではなく、これについては、通常保証と違って身元保証法第五条の「裁判所ハ身元保証人ノ損害賠償ノ責任及其ノ金額ヲ定ムルニ付被用者ノ監督

ニ関スル使用者ノ過失ノ有無、身元保証人が身元保証ヲ為スニ至リタル事由及之ヲ為スニ当リ用キタル注意ノ程度、被用者ノ任務又ハ身上ノ変化其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌ス」という保証責任限度の適用を受けるのである。

この点について、通常いわれているのが、①身元保証人の損害賠償義務の発生原因たる事由は、身元本人の故意にもとづく行為に限られるか、②それとも、過失にもとづく行為も含まれるか、③あるいはさらに広く身元本人の責に帰すべからざる事由をも包含するか、といった議論がある。この点について、どういう事由が発生した場合に身元保証人が賠償責任を負うかの問題は、個々の契約の具体的な内容にかかることではあるが、身元保証契約が「保証契約」たる性質を有するのか(附従性)、それとも「担保契約」たる性質を有するか(独自性)という基本論にかかるといえる。しかし、身元保証契約といふものは、両者を区分することなくいづれをも包括するものとして

成立するわけである。

そして、前述のとおり、身元保証書(誓約書)には、身元本人の責に帰すべき事由により会社の受くべき一切の金銭上の損害を賠償すべき旨の保証文言が記されているのが通常であるが、このような文言にかかわらず、少なくとも身元保証人となる者においては、通常例、本人の過失(とくに軽過失)についてまで責任を負う意思はないものと見るべきであり、それが通常の一般的な社会的な実態であると解される。雇用主である使用者においても当然これらのことは、社会通念として承知していると考えられる。そこで、身元本人の過失(とくに軽過失)についてまで身元保証人に責任を負わせることは、何らかの特別な事情がある場合以外、これを認めるべきでないとい解するのが現在の通常的な見解であると考えられる。

厚労省は、昨年二月二六日、従来の平成二年策定の「認定指針」を改正し、新たに「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定めた。基本的な考え方は、従来と同じで、①対象疾病に該当、②発病前おおむね六ヶ月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること、③業務以外の心理的負荷及び個体要因により対象疾病を発病したとは認められないこと、の三要件の充足である。

## 百ちゃん”労災

弁護士 安西 愈

今回の改正では、「心理的負荷の強度」の判断のための「別表」を拡充、「強度の心理的負荷」に、長時間労働の次の要件を加えたことである。

## インポート労働法

①極度の長時間労働による評価  
発病日から起算した直前の一ヶ月間におおむね一六〇時間を超えるような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の(例えば三週間におおむね一二〇時間以上の)時間外労働(週四〇時間を超えるもの)を行った(休憩時間は少ないが手持時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く)場合等には、当該極度の長時間労働に従事したのみで心理的負荷の総合評価を「強」とする。

②恒常的長時間労働が認められる場合の総合評価  
出来事自体の心理的負荷と恒常的な長時間労働(月一〇〇時間程度となる時間外労働)を関連させて次のとおり総合評価を行う。

イ 具体的出来事(心理的負荷)の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価される場合であって、出来事後に恒常的な長時間労働(月一〇〇時間程度となる時間外労働)が認められる場合には、総合評価は「強」とする。

ロ 具体的出来事(心理的負荷)の強度が労働時間を加味せずに「中」程度と評価される場合であって、出来事前に恒常的な長時間労働(同前)が認められ、出来事後すぐに(出来事後おおむね一日以内に)発病に至っている場合、又は、出来事後すぐに発病には至っていないが事後対応に多大な労力を費しその後発病した場合、総合評価は「強」とする。

ハ 具体的出来事(心理的負荷)の強度が、労働時間を加味せずに「弱」程度と評価される場合であって、出来事前及び後にそれぞれ恒常的な長時間労働(同前)が認められる場合には、総合評価は「強」とする。

この②のハの基準では、「出来事」が「弱」であっても、その前後後に月一〇〇時間程度の時間外労働が認められる場合は総合評価として「強」となり、他の要件を充足する限り業務上災害と認められる。その「弱」の中には、今回改正された「心理的負荷表」において、いわゆるセクシャルハラスメント基準が拡充され、「弱になる例」として、「〇〇ちゃん」等のセクシヤルハラスメントに当たる発言をされた場合」等が定められている。そうすると、「〇〇ちゃん」と呼んだ発言の前と後に、時間外労働(一〇〇時間程度)があると、当該呼ばれた労働者がうつ病を発症したとすれば労災となるというのが、今回の新認定基準である。これを評して「百ちゃん”労災」と称する。



# 最近における埼玉県労働委員会の審査状況

## 平成23年度 不当労働行為事件の概要

(平成24年3月31日現在)

No.	事件番号	事件名	申立年月日	主な請求内容	該当号	申立人	申立人別	加盟上部団体	被申立人	業種	企業規模	第1回調査期日 (第1回調査期日までの日数)	審査現況 [終結状況] (経過日数)	審査実施回数(23年度)			
														調査	審問	和解	計
1	23-1	A	23.2.15	不利益取扱撤回 支配介入禁止	1,3	全国一般埼玉ユニオン	組合個人	無所属	株式会社A	金属製品製造業	60人	23.4.15 (60日)	23.11.14 関与和解 (取下げ) (273日)	3 (3)	3 (3)	1 (1)	7 (7)
2	23-2	B	23.2.18	不利益取扱撤回 団体交渉応諾 支配介入禁止	1,2, 3,4	B労働組合 埼玉県医療労働組合連合会	組合	全労連	有限会社B	介護事業	38人	23.4.5 (47日)	23.9.5 関与和解 (取下げ) (200日)	4 (4)	—	1 (1)	5 (5)
3	23-3	C	23.3.11	支配介入禁止	3	C労働組合	組合	連合	C株式会社	輸送機器製造業	144人	23.4.14 (35日)	23.11.30 命令 (一部救済) (265日)	3 (3)	3 (3)	—	6 (6)
4	23-4	D	23.9.20	不利益取扱撤回 誠実団交 支配介入禁止	1,2, 3	全日本建設交通一般労働組合 千葉県本部千葉合同本部D分会 全日本建設交通一般労働組合 千葉県本部千葉合同本部	組合	全労連	D株式会社	道路貨物運送業	42人	23.10.27 (38日)	調査中 次回⑤調査 (194日)	4 (4)	—	—	4 (4)
5	24-1	E	24.3.14	不利益取扱撤回 団体交渉応諾	1,2	埼玉県私立学校教職員組合連合	組合	全労連	学校法人E	教育	70人	24.4.20 (38日)	調査中 次回①調査 (18日)	—	—	—	0 (0)
													年度計	14	6	2	22

(注) 審査実施回数の上段は平成23年度、下段( )内は、前年度の実施回数を含む通算実施回数である。  
なお、事件名に網掛けをしているものは終結した事件である。

## 平成23年度 調整事件の概要

(平成24年3月31日現在)

No.	事件番号	調整区分	所在地	業種	組合員数	社内組合員数	従業員数	申請者区分	加盟上部団体	申請年月日	調整事項	終結年月日	所要日数	調整回数	終結区分
1	23-03	あっせん	加須市	菓子製造業	21	1	437	労	無所属	23.2.28	1 解雇撤回	23.4.13	45日	1回	解決 合意書締結
2	23-04	あっせん	所沢市	地方公務	780	145	3,600	労	全労連	23.2.28	1 団交促進 2 フルタイム 臨時職員の 時間短縮問題の解決	23.9.22	207日	4回	解決 自主解決
3	23-05	あっせん	越生町	金属製品製造業	100	2	80	労	連合	23.4.1	1 団交促進 2 賃下げ撤回 3 就業規則の明示	23.4.18	18日	0回	打切り あっせん 拒否
4	23-06	あっせん	川越市	電子回路製造業	44	44	104	労	連合	23.6.24	1 組合活動 (掲示板、会議室・食堂の貸与) 2 組合の地位確認	23.9.7	76日	3回	解決 自主解決

平成23年度 調整事件の概要

(平成24年3月31日現在)

No.	事件番号	調整区分	所在地	業種	組合員数	社内組合員数	従業員数	申請者区分	加盟上部団体	申請年月日	調整事項	終結年月日	所要日数	調整回数	終結区分
5	23-07	あっせん	ふじみ野市	飲食サービス業	350	4	16,209	労	無所属	23.7.1	1 賃金引上げ 2 食事代の無料化 3 時間外労働の適正な管理 4 変形労働時間制の撤廃等	23.7.11	11日	0回	打切り あっせん 拒否
6	23-08	あっせん	朝霞市	地方公務	10	2	432	労	無所属	23.7.5	1 賃金引下げに対する謝罪 2 賃金水準の維持 3 超過勤務手当の支給	23.10.12	100日	3回	打切り あっせん 拒否
7	23-9	あっせん	越谷市	教育	7	7	17	労	全労連	23.7.6	1 団交促進 2 給与表の見直し	23.12.20	168日	3回	解決 合意書締結
8	23-10	あっせん	蓮田市	建設業	16	16	481	労	全労連	23.8.5	1 一時金の考課査定 2 休日振替手当の支給	23.11.24	112日	3回	解決 自主解決
9	23-11	あっせん	さいたま市	道路貨物運送業	350	1	35	労	無所属	23.9.27	1 団交ルール 2 夏季一時金の差額の支払い 3 積立金	23.10.24	28日	1回	打切り あっせん 拒否
10	23-12	あっせん	草加市	建設業	28	1	未確認	労	無所属	23.10.18	1 未払い賃金の支払い 2 解雇予告手当の支払い 3 社長の謝罪	23.11.1	15日	0回	打切り あっせん 拒否
11	23-13	あっせん	吉川市	道路貨物運送業	26	5	9	労	全労連	23.11.4	1 団交促進 2 職務手当の改善 3 土曜日休日 4 長時間労働の解消 5 36協定の締結	24.3.15	133日	4回	打切り 主張対立
12	23-14	あっせん	鳩山町	医療業	110	20	240	労	連合	23.12.6	1 退職金規程廃止に伴う不利益額の補填 2 清算金の所得税控除相当分の補填 3 退職金規程廃止未同意者に対する清算金の支払い	24.3.19	105日	2回	解決 合意書締結
13	24-01	あっせん	所沢市	縫製業	3,500	2	11	使	無所属	24.2.10	1 団交促進 2 解決金の金額				(係属中)
14	24-02	あっせん	狭山市	道路旅客運送業	12	12	65	労	全労連	24.3.14	1 団交促進 2 解雇方針の撤回 3 事業譲渡先での労働条件の維持				(係属中)
15	24-03	あっせん	深谷市	教育	11	11	275	労	全労連	24.3.16	1 団交促進 2 和解協定破棄に対する誠実な回答 3 労使慣行破棄に対する誠実な回答				(係属中)

表1 不当労働行為事件 取扱状況

(平成24年3月31日現在)

区分		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
取扱 件数	前年度繰越		5	1	1	3	3
	新規申立て		3	7	4	4	2
	計		8	8	5	7	5
終 結 件 数	取 下 ・ 和 解	取 下 げ	0	3	1	0	0
		自 主 和 解	2	2	0	1	0
		関 与 和 解	0	1	0	0	2
	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	1	0	0	1	0
		一 部 救 済	3	0	0	0	1
		棄 却	0	1	1	0	0
		却 下	1	0	0	2	0
計		7	7	2	4	3	
次年度繰越(係属中)			1	1	3	3	2

調整事件取扱状況総括表 (平成20年3月31日現在) 単位: 件

表2 当該年度の取扱件数(前年度繰越+新規申請)

項目		18年度	19年度	20年度
取扱 件数	前年度繰越	3	2	3
	新規申請	11	13	17
	計	14	15	20

当該年度における終結件数(前年度繰越分を含む)

項目		18年度	19年度	20年度
終 結 件 数	解 決	7	6	9
	打 切 り ・ 不 調	4	4	3
	不 開 始	0	0	0
	取 下 げ	1	2	1
	計	12	12	13
解決率(%)		63.6	60.0	75.0
次年度繰越		2	(3)	(3)

※解決率=解決件数/(解決件数+打ち切り・不調件数)×100

表4 業種別件数

区分	18年度	19年度	20年度
建設業	0(0)	0(0)	0(0)
製造業	4(4)	4(3)	5(5)
電気・ガス・水道業	0(0)	0(0)	0(0)
運輸・通信業	2(2)	2(2)	2(2)
道路旅客運送業	2(2)	2(2)	1(1)
道路貨物運送業	0(0)	0(0)	1(1)
その他	0(0)	0(0)	0(0)
卸売・小売業	0(0)	1(1)	2(1)
金融・保険業	0(0)	0(0)	0(0)
医療、福祉	2(2)	0(0)	4(4)
サービス業	3(2)	5(5)	5(3)
教育	0(0)	3(3)	2(1)
上記以外のサービス業	3(2)	2(2)	3(2)
公務	3(1)	3(2)	2(2)
計	14(11)	15(13)	20(17)

表3 組合の上部団体別件数

区分	18年度	19年度	20年度
連 合	3(3)	5(4)	4(4)
全 労 連	4(2)	6(5)	7(5)
全 労 協	0(0)	0(0)	0(0)
無 所 属	7(6)	4(4)	9(8)
計	14(11)	15(13)	20(17)

【( )内は新規申請事件に係る件数で、内数。以下同じ。】

表5 調整事項別件数

区分		18年度	19年度	20年度
経 済 的 事 項	a 賃 上 げ	1(1)	0(0)	0(0)
	b 賃 金 減 額	2(2)	0(0)	3(3)
	c 一 時 金	1(1)	0(0)	0(0)
	d 退 職 金	0(0)	0(0)	0(0)
	e 労働時間・休日休暇	1(1)	1(1)	2(2)
	f そ の 他	2(2)	3(2)	0(0)
小 計		7(7)	4(3)	5(5)
非 経 済 的 事 項	g 組 合 活 動	2(1)	0(0)	1(1)
	h 労 働 協 約	0(0)	1(1)	2(2)
	i 解 雇 ・ 雇 止 め	4(3)	3(2)	7(7)
	j その他の経営・人事	0(0)	1(1)	2(2)
	k 団 交 促 進	8(5)	9(8)	13(11)
	l そ の 他	3(3)	4(3)	1(0)
小 計		17(12)	18(15)	26(23)
計		24(19)	22(18)	31(28)

※一つの事件で複数の調整項目があるため、取扱件数とは一致しない。



# 埼玉県からののお知らせ

コバトン

## I 平成24年度

### 産業労働部が重点的に取り組む施策をご紹介します

円高、電力不足、グローバル化の進展など県内中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。雇用情勢については持ち直しの動きがみられるものの依然として厳しい状況が続いている。

### 産業労働部一般会計予算

	平成24年度	平成23年度	伸び率
予 算 総 額	28,078,240千円	32,809,952千円	-14.4%
一般会計構成比※	1.7%	1.9%	-

※県の一般会計予算に占める産業労働部事業予算の割合

こうした現状を踏まえ、平成24年度は女性の活躍により経済を活性化させる「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」として、多様な働き方の定着促進、工業団地等での共同利用型保育所の設置促進や女性の創業支援を図っていく。

- ① 内は平成24年度の予算額（単位：千円）
- 1 がんばる中小企業の支援
- ① 小規模事業経営支援推進費 (一、八八〇、三三三)
- ② 中小企業イノベーション支援事業 (一、八二四、四四四)
- ③ シニア人材による中小企業サポート事業 (一、三〇、〇五五)
- ④ 女性創業支援事業 (二、〇二五、五五五)
- ⑤ 中国・アセアン経済交流促進事業 (二、八八八、一八八)
- ⑥ 次世代産業（医療）分野海外進出支援事業 (二、〇六二、二二二)

- ⑦ 中小企業制度融資事業費 (四、六〇二、四九九)
- ⑧ 中小企業の金融支援に万全を期すため、総融資枠4,000億円を確保するとともに、厳しい経営環境にある中小企業を支援するため、長期資金の融資利率の引下げを行うほか、埼玉版ウーマノミクスを推進するため、「女性経営者支援資金」を創設する。
- 2 新たな成長を遂げる次世代ビジネスの振興
- ① 次世代自動車産業支援事業 (七、七、一九九)
- ② スマート街区先進モデル事業 (四、〇八八、〇八八)
- ③ 次世代技術開発等チャレンジ事業 (九、五四〇、二二二)
- ④ 企業立地推進事業 (三、〇七九、七九七)
- ⑤ 西部地域振興ふれあい拠点施設整備事業費 (一、一四六、八八八)
- ⑥ 商業・サービス産業の振興
- ⑦ 生活サポート産業ネットワークづくり事業 (四、四三三、七五五)
- ⑧ 中心市街地等商店街活性化促進事業費 (四、五二二、三三三)

- ⑨ ヤングキャリアセンター埼玉運営費・就職支援事業費 (六、六三三、二二二)
- ⑩ エコタウンを支える人材創出事業 (二、八三三、五五五)
- ⑪ 障害者の就労支援
- ⑫ 障害者雇用サポートセンター運営費 (三、五二二、二二二)
- ⑬ 障害者雇用理解促進事業 (二、六六六、六六六)
- ⑭ 障害者雇用サポートセンターに企業誘致専門員5人を配置し、特例子会社や障害者雇用に関する取組を推進する。
- ⑮ 障害者雇用企業誘致専門員配置事業 (二、六六六、六六六)
- ⑯ 高等技術専門校訓練等推進事業費 (三、二九九、二九九)
- ⑰ 委託訓練事業費 (一、七二九、五五五)
- ⑱ 産業人材の確保・育成
- ⑲ 高等技術専門校訓練等推進事業費 (三、二九九、二九九)
- ⑳ 委託訓練事業費 (一、七二九、五五五)

- ① 障害者雇用理解促進事業 (二、六六六、六六六)
- ② 障害者雇用サポートセンターに企業誘致専門員5人を配置し、特例子会社や障害者雇用に関する取組を推進する。
- ③ 障害者雇用企業誘致専門員配置事業 (二、六六六、六六六)
- ④ 高等技術専門校訓練等推進事業費 (三、二九九、二九九)
- ⑤ 委託訓練事業費 (一、七二九、五五五)
- ⑥ 産業人材の確保・育成
- ⑦ 高等技術専門校訓練等推進事業費 (三、二九九、二九九)
- ⑧ 委託訓練事業費 (一、七二九、五五五)
- ⑨ 産業人材の確保・育成
- ⑩ エコタウンを支える人材創出事業 (二、八三三、五五五)
- ⑪ エコタウンプロジェクト推進に向けて環境・エネルギー分野の職業訓練を実施し、エコタウンを支える人材を創出する。
- ⑫ 中小企業若手社員海外研修支援事業 (一、〇六六、六六六)
- ⑬ 海外インターンシップ促進事業費 (六、四二八、二二二)
- ⑭ 県内中小企業の若手社員の海外研修や大学生の海外インターンシップを支援し、グローバル人材の育成を促進する。
- ⑮ 問合せ）県産業労働政策課 (048-8300-3715)

## II 平成24年度 産業労働部組織 改正の概要

- 1 埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの推進
- 女性が働き手や消費の担い手となり、経済成長や社会の活性化を実現するウーマノミクスを推進するため、「ウーマノミクス課」を新設しました。
- 2 創業・ベンチャー支援体制の見直し
- 創業・ベンチャー支援センターを廃止し、事務を埼玉県産業振興公社に移管しました。
- ① 問合せ）県産業労働政策課 (048-8300-3717)

# 大学生インターンシップ推進事業 学生受入のお願い

学生が在学中に実社会で就業体験を行うインターンシップ。

■実施推進団体：埼玉県経営者協会

平成二十四年度も埼玉県の事業「埼玉県大学生インターンシップ推進事業」の推進団体として本会はその普及・拡大に向けての活動を展開してまいります。平成二十三年度は夏季を中心に約二〇〇名の学生がインターンシップを実施しており、これも、会員企業をはじめ学生を受入いただいた企業・団体等のご協力によるもので、深謝いたします。

■対象学生：大学、短期大学、大学院

平成二十四年度も引き続き大学生インターンシップの普及・拡大活動を進めてまいりますので、次代を担う人材の育成に資するこの「大学生インターンシップ推進事業」における学生の受入に是非ご協力をお願い申し上げます。

■実施日数：夏休みを中心に二週間～二週間程度

インターンシップの効果

①就業意識を高める  
②職業選択を促進する  
③就職時のミスマッチを防ぐ  
④就職後の定着化を高める

受入先にとってのメリット

①自社の魅力をアピールする機会となり、広く社会に開かれた企業姿勢が認められます  
②受入により、学生の感性、視点、専門能力などを活用でき、職場を活性化する一助となります  
③学生を指導する若手社員や職員員の成長が期待できます  
④実施学生を採用する可能性や大学との交流機会の増加など

お問い合わせ

参加登録方法、実施方法などの詳細につきましては専用ホームページをご覧ください。

お問い合わせ

電話：〇四八―六四七―四一〇〇

お問い合わせ

埼玉県経営者協会 インターンシップ事務局（宮田、杉坂、矢部、原田）

お問い合わせ

電話：〇四八―六四七―四一〇〇

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

により、優秀な人材の確保へとつながることも期待できます  
なお、昨年度からの継続取り組みとして

①グローバル人材インターンシップ（国内にある海外事業部門などで、海外戦略等を学ぶ就業体験）  
②外国人留学生インターンシップ（留学生を受け入れるインターンシップ）  
③社長の抱持ち体験（社長からの直接指導や随行などを通して経営者の考え方を学ぶ就業体験です）も推進いたしますので、併せてご協力をお願いいたします。

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ

お問い合わせ



## 第187回

### こんな時にこんな事を!

之英宮 和

夜の栄・錦、国分町ともお別れを告げ、駅弁の楽しみも奪ってしまった。東京本社の社員と地方支社の社員とのコミニケーションの場も奪われてしまい、出張も疲労度を増す日帰りか今日の常套手段である。コミニケーション不足（心の壁）が告げられる今日、隣の社員との会話もパソコン時代になり、「FACE TO FACE」の心の籠ったコミニケーションが実に重要なことと痛感させられる。

▼間もなく企業には新入社員が希望と期待に燃えて入社してくるが、新入社員の一番の不安は、先輩社員と「コミニケーション」を如何にとっていくかである。日本民族は他民族と比較して、一〇パーセントに近い人が不安を極端に感じるらしい。

人生の一大過渡期を迎えての新入社員から、この諸々の不安を如何に取り除いてやるかが迎える企業の大きな課題になるだろう。特に入社一～二年での離職率が高まっている今日、真剣に考えていかねばならない。

▼今年の入社式は多分桜が満開時期になると想像されるが、「可もなく不可もなく」のリクルースタイルではなく、自分の個性を十分に発揮した生気溢れる「深刺さ」を有して入社式に臨んで欲しいと願っている。その時に「鶯」も元気に「ホーホケキョ」入社おめでとう！と祝ってくれるだろう。

# 日本経団連

## 提言・提案など

インターネットエコノミーに関するシンポジウムを開催  
— 日米産業界のさらなる連携へ

経団連は3月21日、在日米国商工会議所（ACCJ）と米国情報技術産業協会（ITII）との共催により、東京・大手町の経団連会館でインターネットエコノミーに関するシンポジウムを開催した。同シンポジウムは、日米政府による政策協力対話（第3回局長級会合）が東京で開催されるのを機に、日米産業界としてインターネットをさらに活用していくうえでの共通の課題や懸念に関し連携を深めるべく開催したものである。企業、政府関係者を含め、約250人が参加した。

シンポジウムには、バービニア米 국무省大使、利根川一総務省情報通信国際戦略局長が来賓として出席。経団連からは渡辺捷昭副会長をはじめ、電子行政推進委員会の秋草直之共同委員長、情報通信委員会の清田瞭共同委員長が出席した。

冒頭、主催者あいさつとして渡辺副会長から、「大震災を乗り越え、災害にも強いまちづくりを進めるとともに、少子高齢化やエネルギー・環境問題などの課題解決に取り組む、新たな飛躍するにはインターネットが大きな力を発揮する」など、インターネットのさらなる発展と豊かな社会の実現に向け同シンポジウムが果たす役割への期待が述べられた。

来賓のバービニア大使は、「クラウドサービスを支障なく提供できるようにするため、規制緩和など必要な施策を考えていきたい。サイバーセキュリティは日米だけでなく世界が共通して取り組むべき重要な問題である。東日本大震災からの復旧・復興にICTが果たした役割を世界で共有していきたい」と述べた。

続いて来賓の利根川局長からは、「ICT産業は日本の全産業の名目国内生産額合計の約1割を占める重要な産業である」「ICTの進展により生成・収集・蓄積などが可能・容易になる多種多様なデータ『ビッグデータ』の公共分野やビジネスへの活用を積極的に推進する」「今年1月に、『日米ICTサービス通商原則』に合意した。これは両国における規制の透明性やオープンなネットワークの維持、国境を越えた自由な情報流通の確保等の環境整備など、ICTサービス分野における貿易の促進にかかる理念をまとめたものである。今後は第三国への働きかけによりグローバルなICTサービス市場の発展に貢献したい」といった考えが示された。

このほか、日米産業界のトップによるプレゼンテーションが行われた。米国側はマイクロソフト、グーグル、AT&Tならびにセールズフォース・ドットコムが参加し、日本政府への期待などを表明した。日本側からは日本電信電話の片山泰祥常務取締役ならびに経団連電子行政推進委員会の秋草共同委員長がそれぞれ

「東日本大震災を踏まえた被災時の情報流通手段の確保」「公的部門のICTの利活用」をテーマに発表した。

最後にACCJを代表してインテルコーポレーションの吉田和正副社長が、「ICTを利活用して社会的課題を解決し、人々の暮らしを豊かにしていくため、日米の産業界と政府が協力して取り組むことが求められる」と総括した。

### 日本の通商戦略のあり方を議論

#### — 21世紀政策研究所が第89回シンポジウム開催

経団連の21世紀政策研究所（米倉弘昌会長、森田富治郎所長）は3月21日、東京・大手町の経団連会館で第89回シンポジウム「日本の通商戦略のあり方を考える— T P Pを推進力として」を開催した。同研究所では、昨年度プロジェクトとして日本の通商政策の現状と将来課題について総合的に分析してきた。今回のシンポジウムは研究成果を報告するとともに、今後の日本に求められる通商戦略のあり方について議論することをねらいとしたものである。

まず、森田所長が開会あいさつで、「わが国経済の中期成長の成長の実現には生産性の向上がカギ。そのためにも、海外とのヒト・モノ・カネの移動の円滑化と国内経済構造の変革が急務で、通商政策が大きな役割を果たす。わが国はT P P（環太平洋経済連携協定）をはじめとしたF T A・E P Aへの締結を積極化し、アジアのダイナミズムを取り込んでいく必要がある」と、今回のシンポ

ジウム開催の背景を紹介した。

続いて、同研究所の浦田秀次郎研究主幹（早稲田大学大学院教授）が研究成果の報告を行い、「世界ではグローバルゼーションと同時に、各地域内での貿易依存度の高まりやF T Aの急増などリージョナリゼーションも進展している」と現状分析したうえで、長期化する低成長、人口減少・高齢化、政府債務の増大など、日本の厳しい経済状況を踏まえ、「資源配分の効率化、技術進歩の推進、公正なビジネス環境の構築などを促進するT P P参加と、市場開放に加えて経済協力の推進も含むC E P E A（東アジア包括的経済連携協定）の実現が必要である」と提言した。

その後、浦田研究主幹がモデレーターを務め、石川幸一・亜細亜大学教授、木村福成・慶應義塾大学教授、深川由起子・早稲田大学教授、本間正義・東京大学大学院教授、小寺彰・東京大学大学院教授が参加したパネル討論が行われた。討論では、「T P Pは現実的観点から各国が相互に譲歩するかたちで合意するだろう。各分野で交渉の余地はまだかなり大きく、日本も早く交渉に参加して産業界の意向や国民経済的利益を反映させるべきだ」（石川氏）、「東アジアで急速に進展する生産工程・タスク単位の国際分業に対応した環境整備が必要だ。T P PなどのハイレベルF T Aと同時に、インフラ整備や中小企業振興などの開発アジェンダを実現する東アジア経済統合を進めるべき」（木村氏）、「A S E A Nを核とするF T Aとは対照的に日韓のF T Aは進展していない。共通利害の明確化や成長ビジョンの共有

を通じて制度的な収斂を図るべきだ」（深川氏）、「農地取得規制の緩和・撤廃による農外企業の農業参入促進、税制改正による農地保有コストの見直しなど、T P P参加を前提に農業分野の構造改革を進めるべきだ」（本間氏）、「W T O交渉は停滞しているが、グローバルの発展は重要だ。そのためにも、有志国間（ブルリ）協定などでW T O協定を補完していく必要がある」（小寺氏）など、多岐にわたる議論が展開された。

#### ■埼玉労働局からのお知らせ

##### ◆事業主のみならずへ

労働保険の年度更新手続き並びに一般拠出金の申告・納付について（平成二十四年六月一日〜七月一日）

労働保険の平成二三年度確定保険料と平成二四年度概算保険料及び石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付手続を行っていたく時期となりました。

申告書・納付書は、五月末に発送されますので、パンフレット（申告書等の記入方法の説明書も同封されています）などの説明に従って作成し、保険料及び一般拠出金を添えて七月一日までに金融機関窓口へ提出してください。

詳しくは、埼玉労働局労働保険徴収課または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

#### 【問合せ先】

埼玉労働局労働保険徴収課

TEL

〇四八―六〇〇―六二〇三

FAX

〇四八―六〇〇―六二二三

事業だより

◆四・一九 正・副会長会議、理事会  
(パレスホテル大宮)  
◆五・一〇 定時総会(パレスホテル大宮)

★平成24年度第1回トップセミナー  
日時 5月21日(月)14時～16時  
会場 ソニックシティ 会議室403・404  
内容 途上国化する日本と日本経済再生の条件とは？

講師 東京大学 新領域創成科学研究科 教授 戸堂康之氏  
★同右第2回トップセミナー  
日時 5月28日(月)14時～16時  
会場 ソニックシティ  
内容 経営理念とイノベーションとあこがれを信じ求める力が企業を動かす

講師 東京理科大学大学院 イノベーション研究科 技術経営専攻(MOET) 教授 佐々木圭吾氏  
★同右第3回トップセミナー  
日時 7月5日(木)13時～15時  
会場 パレスホテル大宮チェリールーム

内容 良い現場を日本に残そう、現場から見上げるものづくり戦略論  
講師 東京大学大学院経済学研究科教授 藤本隆宏氏

★埼玉県産業労働部 主要施策説明会  
日時 5月25日(金)14時～16時  
会場 ソニックシティ601  
内容 各社の経営力向上へ埼玉県が支援します！県企業支援諸施策説明会

★第1回人事労務委員会  
日時 6月4日(月)14時～16時30分  
会場 ソニックシティ602  
内容 働きがいのある会社を目指して(講演・事例紹介・パネルディスカッション)

講師 グレート・ブレリストワーク・ジャパン代表 和田 彰氏他

※次頁一段目に続く

全国ネットの人材情報で、  
出向・移籍等の支援！

お気軽に  
ご相談ください

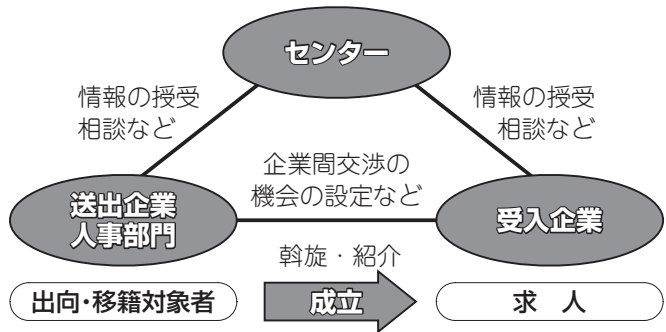
企業間の人材マッチングを  
サポートしています。

信頼と安心

経済・産業団体と厚生労働省の協力で設立された公益法人です。

無 料

情報の提供、相談、あっせん費用はかかりません。



出向・移籍の専門機関

財団法人 産業雇用安定センター

●お問い合わせ

埼玉 事務所 ☎048-642-1121(土・日・祝日休)  
http://www.sangyokoyo.or.jp/

UR賃貸住宅

コスト削減!

礼金・仲介手数料・更新料不要なので、コスト削減をお手伝い。

団地いろいろ!

単身者用から、家族向けまで。首都圏で約700団地(埼玉県内約130団地)から選べます。

埼玉県内約130団地!!

社宅ならUR賃貸住宅

社有から借り上げへ。社宅の合理化は大きな流れ。でも、社宅の借り上げにも何かと不便や不安がつきものです。そこでご検討いただきたいのが「UR賃貸住宅」。社宅に関するさまざまな悩みをしっかりと解決します!!

社宅UR

HPからも予約できます

検索

入居者募集中!

まだまだありますUR賃貸住宅物件探しはこちらへ  
UR八重洲営業センター 法人専用窓口 TEL03-3271-0610  
UR新宿営業センター 法人専用窓口 TEL03-3347-4387

街に、ルネッサンス  
UR 都市機構

埼玉地域支社 住まいサポート業務部営業推進チーム  
〒336-0027 さいたま市南区沼影一丁目10番1号ラムザタワーA棟  
tel.048-844-2238

★第30期人事・労務・総務・庶務・現場管理者担当者養成講座第一講  
日時 6月5日(火)13時10分～16時45分  
会場 ソニックシティ901  
内容 労働法・労務管理の基礎知識I  
講師 弁護士 外井浩志氏

★同右第2講  
日時 6月12日(火)13時10分～16時45分  
会場 ソニックシティ901  
内容 同右II  
講師 弁護士 外井浩志氏

★同右第3講  
日時 6月19日(火)13時10分～16時45分  
会場 ソニックシティ901  
内容 同右III  
講師 弁護士 外井浩志氏

★同右第4講  
日時 6月26日(火)13時10分～16時45分  
会場 ソニックシティ901  
内容 同右IV  
講師 弁護士 新 弘江氏

★同右第5講  
日時 7月5日(木)13時10分～16時45分  
会場 ソニックシティ901  
内容 ソニックシティ901  
社会保険(労働保険)手続の留意点と実務処理でのポイントI  
講師 社会保険労務士 御園富士夫氏

★同右第6講  
日時 7月13日(金)13時10分～16時45分  
会場 ソニックシティ901  
内容 社会保険(労働保険)手続の留意点と実務処理でのポイントII  
講師 社会保険労務士 御園富士夫氏

★第1回少子高齢化対策研究会  
日時 6月18日(月)14時～16時30分  
会場 ソニックシティ404  
内容 わが国の人口のゆくえ、少子高齢化、人口減少の将来展望  
講師 国立社会保障・人口問題研究所 副所長 金子隆一氏

★第1回企業戦略研究委員会  
日時 6月13日(水)13時30分～16時30分  
会場 ソニックシティ403・404  
内容 M&Aの現状と事業承継への活用について  
講師 M&Aキャピタルパートナーズ(株)代表取締役 中村 悟氏

★第1回産業界教育委員会  
日時 6月22日(金)13時30分～16時30分  
会場 ソニックシティ602  
内容 産業界の現状と企業に望むこと  
講師 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長(予定) 埼玉マノミクス推進委員会

★第1回埼玉県実業団剣道大会  
日時 7月1日(日)9時～  
会場 北本市解脫錬心館  
内容 個人戦(男女別)、団体戦  
審判(埼玉県剣道連盟及び同北都支部)

★第2回グローバル委員会  
日時 7月11日(水)13時30分～16時30分  
会場 ソニックシティ401・402  
内容 世界最強の台湾EMS企業の経営について学ぶ、そして台湾企業との連携について考える  
講師 銘傳大学教授 劉 國偉氏(予定) 国立台北大学教授 吳 泰熙氏(予定) 他

★第33次小笠原洋上研修第1回集合研修  
日時 7月30日(月)9時30分～17時  
会場 ソニックシティ906

東日本支店長 箕島 義憲(旧 宮崎 俊哉)  
KDDI(株)北関東総支社 総支社長  
岡 謙次郎(旧 高橋 幸男)  
大興電子通信(株) 関東支店長  
菅原 英敏(旧 落合 廣樹)  
UDトラックス(株) 代表取締役社長  
坂上 優介(旧 竹内 寛)  
(株)さいたまリバーフロンティア 代表取締役社長

〈代表者変更〉  
情報サービス、自動検針・集中監視システム、保安サービス、業務サービス  
(従) 二七三名

〈新入会のご案内〉  
エヌ・ティ・ティ・テレコン(株)首都圏支店 取締役首都圏支店長 渡邊 克明  
麻布中央四一―二二三  
電話〇四八―四四七―二二七六  
(資) 四億円  
(従) 二七三名

産業界の現状と企業に望むこと  
講師 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長(予定)

★第1回ウーマノミクス推進委員会  
日時 6月27日(水)13時30分～16時40分  
会場 ソニックシティ403・404  
内容 ポジティブ・アクションの推進に向けて  
講師 独立行政法人 労働政策研究・研修機構 主席統括研究員 伊 岐典子氏

★第40回埼玉県実業団剣道大会  
日時 7月1日(日)9時～  
会場 北本市解脫錬心館  
内容 個人戦(男女別)、団体戦  
審判(埼玉県剣道連盟及び同北都支部)

★第2回グローバル委員会  
日時 7月11日(水)13時30分～16時30分  
会場 ソニックシティ401・402  
内容 世界最強の台湾EMS企業の経営について学ぶ、そして台湾企業との連携について考える  
講師 銘傳大学教授 劉 國偉氏(予定) 国立台北大学教授 吳 泰熙氏(予定) 他

★第33次小笠原洋上研修第1回集合研修  
日時 7月30日(月)9時30分～17時  
会場 ソニックシティ906

東日本支店長 箕島 義憲(旧 宮崎 俊哉)  
KDDI(株)北関東総支社 総支社長  
岡 謙次郎(旧 高橋 幸男)  
大興電子通信(株) 関東支店長  
菅原 英敏(旧 落合 廣樹)  
UDトラックス(株) 代表取締役社長  
坂上 優介(旧 竹内 寛)  
(株)さいたまリバーフロンティア 代表取締役社長

〈代表者変更〉  
情報サービス、自動検針・集中監視システム、保安サービス、業務サービス  
(従) 二七三名

〈新入会のご案内〉  
エヌ・ティ・ティ・テレコン(株)首都圏支店 取締役首都圏支店長 渡邊 克明  
麻布中央四一―二二三  
電話〇四八―四四七―二二七六  
(資) 四億円  
(従) 二七三名

東日本支店長 箕島 義憲(旧 宮崎 俊哉)  
KDDI(株)北関東総支社 総支社長  
岡 謙次郎(旧 高橋 幸男)  
大興電子通信(株) 関東支店長  
菅原 英敏(旧 落合 廣樹)  
UDトラックス(株) 代表取締役社長  
坂上 優介(旧 竹内 寛)  
(株)さいたまリバーフロンティア 代表取締役社長

東日本支店長 箕島 義憲(旧 宮崎 俊哉)  
KDDI(株)北関東総支社 総支社長  
岡 謙次郎(旧 高橋 幸男)  
大興電子通信(株) 関東支店長  
菅原 英敏(旧 落合 廣樹)  
UDトラックス(株) 代表取締役社長  
坂上 優介(旧 竹内 寛)  
(株)さいたまリバーフロンティア 代表取締役社長

東日本支店長 箕島 義憲(旧 宮崎 俊哉)  
KDDI(株)北関東総支社 総支社長  
岡 謙次郎(旧 高橋 幸男)  
大興電子通信(株) 関東支店長  
菅原 英敏(旧 落合 廣樹)  
UDトラックス(株) 代表取締役社長  
坂上 優介(旧 竹内 寛)  
(株)さいたまリバーフロンティア 代表取締役社長

東日本支店長 箕島 義憲(旧 宮崎 俊哉)  
KDDI(株)北関東総支社 総支社長  
岡 謙次郎(旧 高橋 幸男)  
大興電子通信(株) 関東支店長  
菅原 英敏(旧 落合 廣樹)  
UDトラックス(株) 代表取締役社長  
坂上 優介(旧 竹内 寛)  
(株)さいたまリバーフロンティア 代表取締役社長

東日本支店長 箕島 義憲(旧 宮崎 俊哉)  
KDDI(株)北関東総支社 総支社長  
岡 謙次郎(旧 高橋 幸男)  
大興電子通信(株) 関東支店長  
菅原 英敏(旧 落合 廣樹)  
UDトラックス(株) 代表取締役社長  
坂上 優介(旧 竹内 寛)  
(株)さいたまリバーフロンティア 代表取締役社長

東日本支店長 箕島 義憲(旧 宮崎 俊哉)  
KDDI(株)北関東総支社 総支社長  
岡 謙次郎(旧 高橋 幸男)  
大興電子通信(株) 関東支店長  
菅原 英敏(旧 落合 廣樹)  
UDトラックス(株) 代表取締役社長  
坂上 優介(旧 竹内 寛)  
(株)さいたまリバーフロンティア 代表取締役社長

東日本支店長 箕島 義憲(旧 宮崎 俊哉)  
KDDI(株)北関東総支社 総支社長  
岡 謙次郎(旧 高橋 幸男)  
大興電子通信(株) 関東支店長  
菅原 英敏(旧 落合 廣樹)  
UDトラックス(株) 代表取締役社長  
坂上 優介(旧 竹内 寛)  
(株)さいたまリバーフロンティア 代表取締役社長



埼玉音協

# 島津亜矢 コンサート2012

15歳でデビュー以来、抜群の歌唱力で観客を魅了し続ける“演歌の申し子”島津亜矢。艶と張りのある歌声に、どうぞご期待下さい。

平成24年 7月 14日(土)

【昼の部】14:00開演 【夜の部】18:00開演

▶会場/埼玉県熊谷会館  
▶会費/S席6,000円(一般6,500円を)(全席指定・税込)

■お席の取り扱いはS席のみとなります。  
■未就学児のご入場はご遠慮ください。

埼玉経協ニュース三六八号  
2012年5月10日発行  
さいたま市大宮区桜木町一七五八  
ソニックシティビル九階  
発行所 埼玉県経営者協会  
発行人 根岸茂文  
編集人  
印刷所 望月印刷株式会社  
さいたま市中央区阿弥五八三六  
電話〇四八―六四七―四〇〇

埼玉県経営者協会のホームページアドレス (URL)  
<http://www.saitamakeikyo.or.jp/>